

(1) 平成28年第4回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第169号	県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第171号	川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第172号	川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第173号	川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第187号	川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第198号	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について	可決 (全会一致)
議案第202号	川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)

議案審査：12月15日（月）文教委員会

◆議案第169号、171～173号、202号

《一括審査の理由》

いずれも県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する内容等であるので、5件を一括して審査

《質疑・答弁》

●県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い措置される財源の見通しについて

○県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う財源は、国庫負担金が約125億円、税源移譲による個人住民税所得割分が約400億円と見込んでいる。そのほか、交付税措置等による部分が約30億円見込まれるが、平成29年度に本市が普通交付税交付団体となるか否かは、来年7月に正式に決まるものであるため、現時点で財源として充てられるかの判断は困難である。

●本市が普通交付税不交付団体となった場合に交付税措置等で見込まれている約30億円の財源について

○本市が仮に普通交付税不交付団体となった場合には、交付税等の財政措置として見込んでいる約30億円については、税等の一般財源となる。

●確実な財源の確保に向けた本市の取組について

○財源の確保については、先日、政府与党による来年度の税制改正大綱が示されたところでもあるため、引き続き国の動向を注視しながら、あらゆる機会を捉えて、確実な財源の措置について国へ要望していきたいと考えている。また、移管に伴い生じるシステム改修経費及び移管準備に伴う人件費等の経費については、給与費とは別枠で要求をしており、これについては、特別交付税により措置されるよう、国へ要望を行っていきたい。

●財源の確保に係るこれまでの国への要望行動について

○公式な国への要望としては、毎年、指定都市市長会・指定都市議長の連名による国への要望行動を行っており、また、事務レベルでは、財政局による度重なる要請活動を実施している。

●県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い実施するシステム改修に係る経費及び改修内容について

○システム改修については、平成27年度及び28年度で計1億9,565万円を投じている。

改修内容としては、市職員の給与等を管理している「人事給与システム」、「職員情報システム」、「旅費管理システム」及び「健康管理システム」の4つの既存システムに、市費職員として新たに移管される県費負担教職員のデータを取り込むための各種改修作業となっている。あわせて、小学校、中学校及び特別支援学校へ950台程度の計画配置パソコンを増設する予定である。

《意見》

- ・ 確実な財源措置に向けた国への要望については、政令市で連携することも必要であるが、今年度、本市が普通交付税不交付団体となったことなどを踏まえ、本市独自での要望行動についても、これまで以上に積極的に実施してほしい。
- ・ 県費負担教職員の給与負担等の移譲を理由として、県費負担教職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件等を変更又は切り下げる形で本市の条例に統合しようとするには納得ができないことから、議案第169号については賛成できない。
- ・ 県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴う必要な措置として、教員特殊業務手当の支給対象の追加、特別支援学校業務手当及び夜間学級業務手当の新設を行うことから、議案第171号には賛成である。
- ・ 県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴う育児休業等に関する所要の整備及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、所要の整備を行うため改正することから、議案第172号には賛成である。
- ・ 給料月額を引下げを行わずに、県費負担教職員と同水準の退職手当額を維持することが重要であるとの立場から、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う給料月額の減額を前提とする議案第173号には賛成できない。
- ・ 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、退職手当や年金に影響を及ぼす給料月額の減額等を行うことから、議案第202号には賛成できない。

《議案第169号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第171号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第172号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第173号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第202号の審査結果》

賛成多数原案可決

◆議案第187号

《質疑・答弁》

● 条例改正により対象が拡大することを踏まえた来年度予算の考え方について

○ これまでは申請状況が予算を上回った際には採用基準を設定し、予算を超えない範囲において成績上位の方から支給対象としていることから、申請基準を満たした方全員には支給できて

いない現状がある。来年度に向けては、申請基準と採用基準の乖離がなくなるよう、必要な予算の確保に努めていきたい。

●今年度の募集要項の中で応募状況によって採用基準が申請基準を上回ることが記載されていることについて

○募集の段階から申請基準と採用基準の乖離の可能性について記載することは適切ではないと考えるため、来年度の募集要項においてはそのような記載とならないようにしていく。

●入学支度金の募集要項に議会の議決により予算の減額又は削除があった場合に奨学生として採用されない旨の記載があることについて

○今年度の募集要項に記載している当該文言については、来年度の募集要項においては削除している。

●今年度において申請基準内であるにもかかわらず支給対象とならなかった人数について

○今年度、申請基準内であるにもかかわらず支給対象とならなかった人数は、入学支度金については49人、学年資金については202人であった。

●支給基準に達する生徒が想定を超えた場合の対応について

○申請要件としては、住所要件、成績要件のほかにも所得要件もあるため、申請基準に達する方が急激に増えることは想定していないが、申請基準を満たした生徒全員が奨学金を受けられるように、次年度の予算要求に当たって関係局と協議を行っていきたい。また、条例では、奨学生は予算の範囲内において決定することとなっていることから、予算の範囲内において様々な手法を検討していきたいと考えている。

#### 《意見》

- ・奨学金支給制度の運用に当たっては、経済的に困窮している方々に必要な措置がしっかりと図られるよう取り組んでほしい。
- ・奨学金支給制度の運用に当たっては、子どもを育成することに重点を置き、申請基準を満たす全ての生徒に支給されるよう、柔軟な取組を進めてほしい。
- ・成績要件に平均よりも高い基準を設定することは、経済的困難を理由に、中学校の段階から能力を開花できていない生徒を除外することになると考えるため、成績要件の在り方については今後検討をしてほしい。
- ・奨学金支給制度をより良いものとしていくために、申請基準内であるにもかかわらず採用されなかった生徒の追跡調査を実施するなど、実態を把握するための努力をしてほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

#### ◆議案第198号

#### 《質疑・答弁》

●川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の駐車場の現状について

○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の駐車スペースとしては1階部分に障害者用1台分を含む10台分を確保している。以前は電話予約をした上での利用となっていたが、現在は満車・空車表示器を設置し、先着順での利用となっている。また、満車の場合は、イベント開催時等において荷物の搬入・搬出用に1台分のスペースを確保し、時間を限定して止められるように対応している。

●指定管理者の選定に当たり指定管理予定者を高く評価した点について

○指定管理予定者からは、地域コミュニティの活性化、子ども・子育て支援の充実及び高齢者支援の取組に関する具体的な提案があり、選定に当たってはそれらの提案を評価した。

●川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室の稼働状況について

○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室については、午前、午後及び夜間の3つの時間帯で貸出しを行っているが、平成27年度実績では平均24.1%の稼働率であった。

●指定管理予定者から提案のあった子ども食堂の内容及び実施に向けた取組について

○指定管理予定者から提案のあった、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の調理室を活用した子ども食堂の実施については、新規の事業となるため、詳細については今後、指定管理予定者と協議していきたい。

●指定管理予定者が横浜市鶴見区で既に実施している子ども食堂の活動内容について

○指定管理予定者が横浜市内のコミュニティセンターにおいて、本年4月から実施している子ども食堂については、食材を提供していただくボランティア及び調理をしていただくボランティアに声掛けを行い、協力を得ながら実施していると聞いている。

《意見》

- ・川崎市有馬・野川生涯学習支援施設は、車での利用が多い施設であるため、駐車場の確保に関しては関係局が連携して取組を進めてほしい。
- ・子ども食堂の実施に当たっては、他都市における先駆的な取組等を参考にしながら指定管理予定者と協議を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

(2) 平成28年第4回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	斎藤議員	進路指導における自衛隊に関する周知について	7
			学校司書配置モデル事業中間報告について	7
			中学校給食について	8
			児童生徒の問題行動等調査の結果について	10
			通学路の安全対策について	11
			県費負担教職員の市費移管について	12
			小杉駅周辺地区新設小学校の通学路について	13
	公明党	田村議員	いじめ対策について	14
			不登校対策について	15
			中学校夜間学級について	15
			中学校給食について	16
			学校司書について	17
			県立川崎図書館について	17
			県費負担教職員の市費移管について	18
	民進みらい	林議員	川崎市高等学校奨学金について	19
			中学校給食について	20
			主権者教育について	20
			県立川崎図書館の移転について	21
			ヘイトスピーチについて	22
			スクールソーシャルワーカーの活用について	22
			川崎市高等学校奨学金について	23
	共産党	勝又議員	少人数学級について	24
			就学援助について	24
			小学校給食の無料化について	25
			中学校給食について	26
			川崎市高等学校奨学金について	27
			川崎市大学奨学金について	28
			市立高校定時制において資格を取得する制度について	28

## ② 一般質問

	会派	委員名	内容	頁
一般質問	12月16日	青木議員	子どもたちに対するICT環境について	30
		木庭議員	子どもたちが緑を保全する活動について	31
		宗田議員	国史跡橋樹官衙遺跡群について	31
		川島議員	通学路の安全対策について	33
		押本議員	学校の夜間照明について	34
		河野議員	オリンピック・パラリンピックについて	35
		露木議員	「障害者差別解消法」の教職員への周知について	36
	12月19日	吉沢議員	主権者教育について	38
		勝又議員	通学路の安全対策について	38
		松井議員	可搬媒体の紛失による被害について	40
		石田議員	通学路について	42
		矢沢議員	地産地消について	42
		大庭議員	中学校夜間学級について	43
			市立高等学校定時制課程の入学時納入金について	45
	添田議員	不登校への対応について	46	
	12月20日	橋本議員	部活動サポート奨励金について	49
		山田議員	図書館カウンターについて	50
			「ミニたまゆり」について	50
			旧西部公園事務所の活用について	51
		井口議員	教育施設整備について	52
		末永議員	企業との連携による家庭教育支援に係る取組状況について	54
	後藤議員	電話通信契約の現状について	55	
	12月21日	吉岡議員	生涯学習プラザの空調設備について	56
		岩隈議員	高津高等学校の老朽化について	56
		佐野議員	空調設備について	58
		松原議員	全国高等学校野球選手権大会出場校の2校枠について	59
			教職員の懲戒処分について	60
		沼沢議員	学校トイレについて	62
		織田議員	特別支援学校の生徒の卒業後の進路について	64
		嶋崎議員	公園における施設管理用カメラについて	65
	雨笠議員	学校施設の設備再生について	65	

## ■ 代表質問（12月7日）自民党 ■

### ◆進路指導における自衛隊に関する周知について

#### ◎質問

市立中学校、市立高等学校における進路指導において自衛隊への入隊、防衛大学校への受験の周知等はどの様になっているのか伺います。

#### ◎答弁

市立中学校においては、進路指導室や進路コーナー等で、進路情報の一つとして、県内にある「陸上自衛隊高等工科大学」の募集案内等を生徒が閲覧できるようにしているところでございます。

また、市立高等学校においては、防衛大学校進学や自衛官募集について、他の進学先や就職先と同様に情報提供を行っているところでございます。

#### ◎再質問

中学校においては他の進路情報の一つとして高等工科大学の案内を閲覧できるようにしているとの事ですが、そもそもそういった学校があることをどれだけの生徒が知っているのでしょうか。進学を希望しない生徒、就職を希望しない生徒などに、情報をしっかりと伝え、多くの資格も取れるそうした道もあることを伝えるべきと考えますが伺います。

また、関連して総合的学習の時間における自衛隊活動の取り扱いについての考え方、現在の活用の有無について伺います。

#### ◎答弁

市立中学校における進路指導につきましては、生徒本人、家庭の意向を尊重し、生徒が希望する進路先の情報を、適切に提供し、支援しているところでございます。生徒から進路先の情報についての要望を受けた場合には、学校がその進路先の情報を集め、生徒に提供しております。

また、総合的な学習の時間における「職場体験」につきましては、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培う教育活動とするために、生徒本人の希望を優先しながら、体験先を決定しております。

### ◆学校司書配置モデル事業中間報告について

#### ◎質問

昨年度、7校のモデル校で学校司書が配置され、本年度はさらに7校が加わり、現在市内14校に学校司書が配置されています。かわさき教育プラン第1期実施計画期間である3年間の内、半分が経過しました。先の文教委員会において、本モデル事業の中間報告では、学校司書配置による効果の検証が行われ、学級担任、校長へのアンケートを通じて、生徒の読書量の変化、図書館利用回数の変化や、学習支援の状況等について成果が確認できる内容の報告がなされました。その一方、年度初めに学校が、学校司書年間配置計画を立て、必要に応じた配置を計画的に行っていく必要があるなど、学校司書と担任の間で、効果的、効率的な連携を図っていくといった課題等も見えているところです。本モデル事業期間内に、それらの課題への対応を確立することが、学校司書の早期全校配置に必須だと考えますが、現状の取組み状況と、今後の対応について伺います。

他都市では、学校司書を非常勤職員として、採用している自治体もあります。本市学校司書と、他政令市の処遇にどういった差があるのか伺います。

全校配置に向けては、現在実施しているモデル事業の仕組みを展開する考えなのか伺います。

また、その場合の年間事業費を伺います。

## ◎答 弁

はじめに、本モデル事業を通して見えてきた課題といたしましては、学校司書による学習支援を計画的に行う上での工夫や、学校司書と担任や司書教諭等との相談時間の確保の方法、また、学校のニーズに合わせて年間の配置を工夫することなどがございます。

それらの課題に対する取組についてでございますが、計画的な学習支援につきましては、各教科等の年間カリキュラムに図書館利用等を位置づけた読書活動年間計画を作成したことにより、学校司書が早めに準備を行えるようになってまいりました。

また、相談時間の確保につきましては、学校司書年間活動計画を作成し、ショートミーティングを行ったり、相談ノートを活用したりすることで、必要な情報共有を行っております。

年間の配置につきましては、昨年度、前期に集中する傾向がございましたので、年度当初に学校司書と担当者が相談しながら年間配置計画を作成して、学校のニーズに合わせた配置の工夫を行っているところでございます。

引き続き、指導主事による学校訪問や研修会等を継続して行い、本事業の実施状況についての課題や対応策を共有し、より充実した活動を工夫し、今後のモデル事業の展開に生かしてまいりたいと考えております。

次に、学校司書の処遇についてでございますが、本市では、報償費で学校司書を配置する方式をとっております。なお、他の政令市においては、それぞれ学校司書の業務内容、勤務時間など勤務条件が様々なことから、それに対応した処遇になっているものと考えております。

今後の学校司書の配置の在り方につきましては、3年間のモデル事業をもとに、効果を十分に検証した上で、よりよい配置方法を検討してまいりたいと考えておりますので、事業費につきましては、検討結果に基づき算定してまいります。

## ◆ 中学校給食について

### ◎質 問

中学校完全給食の導入に向けては、来年1月から、自校・合築校方式4校の完全給食がスタートし、同年12月には、センター方式36校の完全給食が始まる予定となっております。給食提供にあたっては、できる限り市内農産物を提供し、生徒に食料の大切さ、食材が収穫されるまでの過程を知ってもらい、農業への理解・生産者への感謝の気持ちを持ってもらう為、地産地消に向けた取組の推進が必要です。これは市の方針とも合致するものだと考えますが、取組を推進するにあたって、現状の取組内容と課題、その対応について伺います。

また、給食費に関しては、現在、給食実施に必要な経費の一部である食材費相当額のみを保護者に負担していただいておりますが、自分が食べている給食の正しい価値を理解してもらうことも教育の一環だと考え、保護者と生徒に公費負担分を含め、給食費負担の仕組みを正しく理解していただく取組が必要だと考えますが、見解を伺います。

併せて、公費で負担する項目および、内訳と、給食一食あたりの総コストを伺います。

次に、(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業について伺います。本給食センターの整備に関しては、平成28年11月11日に地方裁判所からの訴状通達を受けたとのこととあります。整備場所のマイコンシティでは、栗木マイコン地区、地区計画における地区整備計画に対し「適合するとは言えない」とした上で、同センターが公益上必要な建築物として建設可能と本市は判断しました。建築物等の用途に関する指導基準に対しても「公益上必要な建築物等の特例」を適用しての適合性を確認し、市長が当該指導基準は適用しないとされた上での本給食センターの整備事業であります。川崎市立中学校完全給食実施に向け、川崎市北部給食センター管轄12校以外の市立中学校への導入スケジュールに関し影響はないのか見解を伺います。

## ◎答 弁

はじめに、地産地消についてでございますが、子どもたちが地域で生産された食物を知り、生産者や自然の恵みなどに感謝する心や、食を大切にすることを育んでいくことは、食育の取組として、大変有効であると考えております。

そのため、小学校給食におきましては、県内産の牛乳や米、野菜等を使用しているところでございますので、中学校給食でも活用してまいります。

市内産の農産物の活用につきましては、供給量や配送等に課題があると伺っているところでございますが、学校における食育のさらなる推進が図られることに加え、都市農業の振興といった、市の施策とも合致することから、関係局及びJAセシサ川崎等と調整を進めているところでございます。

来年1月から開始する予定の自校・合築校4校における給食を皮切りとして、学校給食センターでも活用できるよう、引き続き検討を進めてまいります。

次に、給食費についてでございますが、現在試行給食を行っている東橘中学校では、保護者へ毎月配布している献立表に、食材費を給食費として負担いただいている旨を表記しているところでございますが、今後も様々な機会を捉え、保護者や生徒に向けて、負担の仕組みの理解を深めるための周知・啓発をしてまいります。

次に、給食費に係る公費負担項目についてでございますが、学校給食法におきましては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担、その他の経費は保護者の負担とされているところでございます。

また、学校給食の運営に要する経費の内訳といたしましては、学校給食法施行令におきまして、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費が示されており、光熱水費につきましても、国の指針では設置者の負担とすることが望ましいとされております。

これらを踏まえまして、本市におきましては、食材費以外の経費につきましては、市の負担とされているところでございます。

給食1食あたりのコストにつきましては、今後見込まれる国庫補助金や市債等の特定財源、及び入札執行影響分等を除き、今年度予算案策定時点における、今年度から10年間の計画事業費をベースに、本年5月1日現在の生徒数や平成29年度の基準実施回数及び給食費の額をもとに試算したところ、1食あたりの概算コストは、本市の負担と保護者負担を合わせ、1,000円程度と見込まれるところでございます。

次に、中学校完全給食の実施スケジュールについてでございますが、(仮称)川崎市北部学校給食センターの整備に影響がないよう、適切に対応し、市立中学校全校において、予定通りのスケジュールで完全給食を実施してまいりたいと考えております。

## ◎再質問

新たな総合計画の基礎となっている将来人口推計では、本市の0歳～14歳の人口は、平成27年の約19.1万人をピークに今後減少を辿っていくことが予測されています。平成26年度の本市年齢別人口を見ると、小学生を含め、給食が提供される年齢の割合は、0歳～14歳の内、約6割となっています。仮に、この比率を今後予測されている人口推移に当てはめた場合平成27年度と比較し、15年後には約2万食、30年後には約3万食分の需要減が予測されます。中学校給食実施の為に整備する3センターで約3万1千食を確保するという事を考えると、施設を長く活用する為の中長期計画は勿論重要ですが、本市においても訪れる人口減少を見据え、将来にわたって施設が効率的に活用され、遊休設備とならないようにする為の検討も非常に重要と考えます。見解と対応を伺います。

## ◎答 弁

学校給食センターにつきましては、今後30年間の使用を見据えた長期修繕計画を策定し、予防保全等による長寿命化や財政支出の縮減に向けた取組を進めてまいります。

また、人口減少期を見据えた中長期的な視点による、資産保有の最適化や財産の有効活用につきましても、大変重要であると認識しております。

そのため、安全・安心な学校給食の提供や施設の効率性等を勘案するとともに、生徒数の推計、各調理場の稼働状況、社会経済情勢の変化等を注視しながら、将来的な学校給食センター施設の在り方につきましても、適切な時期に検討してまいりたいと考えております。

## ◆ 児童生徒の問題行動等調査の結果について

### ◎質 問

文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施しております。調査項目として、暴力行為、いじめ、出席停止、小中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学等、自殺、教育指導の8項目であります。本市では、この8項目についての調査結果をすべて公表しているのか伺います。暴力行為の発生件数は学校内と学校外に分けて発表されるはずですが、学校内の問題行動については、校内で起きた暴力行為。教育課程に基づく校外活動中の暴力行為。校外での部活動中の暴力行為。通常時間帯、通学路での登下校中の暴力行為であり、学校外とは、これら4つ以外のものとなっておりますが、それぞれの発生件数について伺います。

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は依然として深刻な状況にあります。文部科学省は、「平成27年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」の中で、対教師暴力の例として「教師の腕をカッターナイフで切りつけた」という記入例を挙げております。学校の懸命な取り組みにもかかわらず、暴力行為は多発しています。このような背景には複雑な家庭事情が絡んでいることも考えられますが、適切に対応する為には、学校と家庭の連携が不可欠であります。家庭教育支援についての考え及び現況について伺います。

また、外部の専門家の活用についての取り組み状況について伺います。

### ◎答 弁

はじめに、現在、8項目の全調査の中で本市で公表しているのは、小学校、中学校、高等学校の「暴力行為」、「いじめの状況」、小学校、中学校の「長期欠席の状況」でございます。

公表している調査結果につきましては、本市の児童生徒指導上の課題を改善し、施策に生かすため、経年変化を含め公表しておりますが、学校や個人が特定されるおそれのある調査については公表を控えております。

次に、平成27年度の暴力行為の発生件数につきましては、対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力の3項目では、「学校管理下」及び「学校管理下以外」での調査であり、器物損壊につきましては、「学校管理下」での調査となっております。

小学校の対教師暴力は、「学校管理下」が14件、「管理下以外」が0件、生徒間暴力は、「学校管理下」が56件、「管理下以外」が6件、対人暴力は、「学校管理下」が3件、「管理下以外」が0件、器物損壊は、「学校管理下」が27件となっております。

中学校の対教師暴力は、「学校管理下」が15件、「管理下以外」が0件、生徒間暴力は、「学校管理下」が145件、「管理下以外」が7件、対人暴力は、「学校管理下」が3件、「管理下以外」が5件、器物損壊は、「学校管理下」が27件でございます。

次に、家庭支援につきましては、暴力行為は、学校が家庭と協力しながら対応していただくだけでなく、必要に応じて、学校が家庭と他機関をつなぎながら児童生徒及び保護者の支援をしていくことが必要であると考えております。

現況につきましては、学校が区・教育担当に相談し、児童相談所、警察署、少年相談・保護センター、区役所の福祉関係部署や医療機関等の外部機関のそれぞれの専門家と連携しながら、児童生徒の立ち直りを図っております。

#### ◆ 通学路の安全対策について

##### ◎質問

横浜市港南区の市道で集団登校中の小学生の列に軽トラックが突っ込み、児童 1 人が死亡、4 人が怪我をする痛ましい事故が発生しました。この事故を受け、本市の教育委員会は市内の教育施設に対しどのような対応を行ったのか伺います。

また、児童生徒の登下校中の安全対策について改めて学校を指導すべきと考えますが、取り組みについて伺います。

併せて、ここ数年の本市に於ける登下校中の交通事故の発生件数と事故内容について伺います。

安全対策については教育委員会のみならず、警察署、市民文化局、建設緑政局も関係してくるわけですが、通学路の安全対策の調整をするにあたり、交通危険箇所の解消については、どのような対策が取られており、どの程度解消されているのか伺います。

また、PTA やボランティアの見守り強化、児童生徒への交通安全指導の徹底についての考えを伺います。

##### ◎答弁

はじめに、横浜市で発生した高齢者の運転による小学生死亡事故を受けての対応についてでございますが、教育委員会では全市立学校長あてに「交通安全教育の推進について」を通知し、各学校において、児童生徒を交通事故から守るために交通安全指導を強化するとともに、通学路における危険箇所や大型車両の通行状況につきましても再度確認し、児童生徒への注意喚起を図るよう指導したところでございます。

また、今月 2 日に行った校長研修会の場においても改めて、交通安全指導の徹底を指示したところでございます。

次に、登下校中の交通事故についてでございますが、学校の事故報告によりますと事故件数は、平成 25 年度が 30 件、26 年度が 16 件、27 年度が 28 件あり、「運転手の前方不注意に起因するもの」や「児童生徒の飛び出しに起因するもの」など自動車との接触事故が主な内容となっております。

次に、交通危険箇所の解消についてでございますが、通学路の安全対策につきましては、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する通学路安全対策会議及び各区に設置した部会において、学校から提出された改善要望箇所について検討し、対策を講じているところでございます。

危険箇所を改善するために、路面表示や電柱巻付表示、信号機・歩道・ガードレールの設置、カラー舗装及び地域交通安全員の配置等の様々な対策を行っており、平成 27 年度につきましては、安全対策が必要な 188 箇所のうち、91 箇所について対策を完了したところでございます。

次に、子どもたちの見守り強化、交通安全指導の徹底についてでございますが、将来を担う子どもたちが安全に通学できることは、保護者の皆様はもとより、地域の方々にとっても共通の願いであると理解しております。

通学路の交通安全につきましても、警察官 OB であるスクールガードリーダーによる指導のもと、PTA や地域の方々に通学路の見守りなどの対策にご協力いただくとともに、各学校における児童生徒への交通安全教育を通じて、交通安全指導の徹底を図ってまいります。

## ◆ 県費負担教職員の市費移管について

### ◎質問

本市では、平成29年4月の円滑な事務移管に向け、現在詳細な調査が行われています。平成28年5月時点での正規県費負担教職員は総員5,631人との報告を受けていますが、平成28年11月時点での同教職員数を伺います。

また、県費負担教職員給与は、神奈川県の前年度決算を基に試算した額で、約520億円とのことでしたが、教職員の変動に伴い、現時点では、どの程度の額を想定しているのか伺います。

また、本市教育予算については県費負担教職員の移管により予算規模がさらに大きくなりますが、学校や社会を取り巻く課題や環境変化がある中、今後、的確に対応することが出来るのか伺います。

また、人事、服務、厚生制度についての職員団体との協議状況についても伺います。

権限委譲を契機とし、かわさき教育プランに基づく取り組みや学校現場での日常的な課題を踏まえ学校教育の更なる充実を図ることが望まれますが、市長の決意を伺います。

### ◎答弁

はじめに、本年11月時点での本市における正規の県費負担教職員数は、小学校3,606人、中学校1,753人、特別支援学校262人で、合計5,621人となっております。

次に、平成28年度の給与費についてでございますが、平成24年度と比べまして、児童生徒数の増加に伴う教職員数の変動や、この間、給与の増額改定があったことなどから、これらを踏まえて試算いたしますと約555億円となっております。

次に、教育予算についてでございますが、県費負担教職員の移管後も、引き続き、子どもたちの良好な教育環境を確保するために必要な予算の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、職員団体との協議についてでございますが、県費負担教職員につきまして、市費への移管後、勤務条件について、本市の条例、規則等の規定の適用を受けることとなりますが、県と本市で一部制度に差異がございましたことから、これまで川崎市教職員組合やその他の職員団体と約2年にわたる協議を重ね、勤務条件の調整を図ってまいりました。

その結果、本年6月に、移管後の勤務条件につきましては、本市の制度に合わせることを基本としながらも、義務教育諸学校における勤務の特殊性を踏まえた制度の整備や、一部の手当については経過措置を講ずるなどの調整を図ることとし、川崎市教職員組合と大綱合意したところでございます。

### ◎質問

権限委譲を契機とし、かわさき教育プランに基づく取り組みや学校現場での日常的な課題を踏まえ学校教育の更なる充実を図ることが望まれますが、市長の決意を伺います。

### ◎答弁(市長)

平成29年4月に県費負担教職員の給与負担事務と併せて教職員定数等の決定権限が移譲されることから、学校の設置者である本市自らが学校の実情に即した教職員配置を行うことが可能となるものでございます。

今回の移譲を契機として、より一層子どもたちの実情に沿った学校運営ができるよう、学校教育の充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会と協議・調整を図ってまいります。

## ◆ 小杉駅周辺地区新設小学校の通学路について

### ◎質問

新小学校建設が進められておりますが、仮に小杉3丁目が学区に入った場合の通学路安全面の担保はできるのか、伺います。

### ◎答弁

現在、新設小学校につきましては、近隣小学校のPTA会長、町会長等で組織した「小杉駅周辺地区新設小学校通学区域等検討会議」において学校名や通学区域の検討を行っておりますが、通学路の安全対策についても検討を行う予定でございます。

この会議で指摘された通学路の危険箇所につきましては、「通学路安全対策会議」で検討を行い、必要となる安全対策を講じてまいります。

## ■ 代表質問（12月7日）公明党 ■

### ◆ いじめ対策について

#### ◎質問

次に、教育施策について伺います。はじめに、いじめ対策についてです。先日の報道では、東日本大震災により福島県から横浜市に自主避難した中学1年生の男子生徒へのいじめが判明し、その対応などが問題となりました。この件に関して県から本市に通知がありましたが、具体的な対応を伺います。

また、本市は、避難児童へのいじめの調査を行うべきですが、見解と対応を伺います。

併せて、いじめ防止対策推進法における「重大事態」が確認され場合の本市の対応について伺います。

#### ◎答弁

はじめに、神奈川県教育委員会からの通知についての対応でございますが、通知を受け、11月11日付で各学校へいじめ問題への適切な対応について指示したところでございます。

また、本市独自の取組といたしまして、11月29日の教頭研修及び、今月2日の校長研修の場において、横浜市における事案も踏まえ、子どもたちのSOSを確実に把握し、適切な対応が行われるよう、改めて各学校における児童生徒指導体制の強化と「いじめ防止基本方針」に基づいた対応の確認を指示したところでございます。

次に、避難児童生徒へのいじめ調査についてですが、これまでも避難児童生徒へのいじめ被害の報告は受けておりませんが、改めて11月末に教育委員会事務局より、避難児童生徒が在籍している学校に対して、当該児童生徒がいじめの被害に遭っていないかについて聞き取り調査を実施し、そのような事実はないという報告を受けております。

今後につきましても、より一層注意深く児童生徒の様子を見守り、安心して学校生活を送れるよう支援していくことを指示したところでございます。

次に、いじめの重大事態が確認された場合の本市の対応についてですが、学校若しくは教育委員会事務局が重大事態と判断した場合、第三者により構成された「いじめ問題専門・調査委員会」を招集し、詳細な調査を実施いたします。

この専門・調査委員会は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、また、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にしたうえで報告書を作成し、教育委員会に提出いたします。

その後、教育委員会が市長へ調査結果の報告を行うこととなっております。

いずれにいたしましても、児童生徒の苦痛や不安を一日も早く解消し、安心して学校生活を送ることができるように、迅速かつ的確に対応していくことが肝要であると考えております。

#### ◎再質問

先ほどのご答弁では、各学校へ適切な対応をするよう指示されたのは11月11日との事でした。しかし、聞き取り調査の実施は11月末との事でした。本市では昨年2月に中学生死亡事件が発生し、どこよりもいち早く対応しなくてはならないと考えます。なぜ、聞き取り調査までに2週間以上時間を要したのか伺います。

また、避難児童・生徒への調査については、学校に対して、聞き取り調査をしたとの事でした。その結果、学校側からは、いじめの事実はないとの事でした。避難している児童・生徒一人一人に対して丁寧に調査を行うことが重要です。学校側はどのように児童・生徒本人へ調査したのか見解と対応を伺います。

## ◎答 弁

はじめに、各学校のいじめに関する状況につきましては、これまで定期的に行われる児童生徒指導担当者による会議等での報告及び情報交換や、毎月の長期欠席児童生徒の状況把握調査等で学校との連携を密にしながら把握に努めてまいりました。

今回の避難児童生徒のいじめに関する状況の把握につきましても、11月11日の県教育委員会からの通知を踏まえ、同月17日の児童生徒指導連絡会議や、24日の学校警察連絡協議会の全体協議会で、各学校の児童生徒指導担当者に児童生徒の心情に十分に配慮しながら丁寧な見守りと状況の把握を指示したところでございます。

次に、避難児童生徒への聞き取り調査につきましては、震災の被害により心に傷を負っている児童生徒がいることや、震災被害のことに触れずに、周りの子ども達と同じように学校生活を送ることを希望する保護者の意向に十分に配慮し、慎重に対応する必要があると考えているところでございます。

各学校におきましては、年間を通じて計画的に取り組んでいるいじめ防止対策の取組の中で、他の児童生徒と同じように面談での聞き取りやアンケート調査を実施し、特に丁寧に状況の把握に努めてきたところでございます。

今後につきましては、冬季休業前の保護者面談等を活用し、これまで以上に保護者との連携を図りながら、一人一人の状況を的確に把握するように努めていくことが大切であると考えているところでございます。

## ◆ 不登校対策について

### ◎質 問

不登校対策についてです。文部科学省が平成27年度の全国の不登校の小中学生のうち、欠席が90日以上に及んだのは全体の6割弱を占めるとの発表がありました。本市では、小学校不登校児童293名中121名、中学校不登校生徒980名中620名との事です。各学校の取組みに対する更なる支援を強化していくべきです。今後の取組を伺います。

また、不登校児童・生徒の中には医療的支援を必要とするケースも見受けられます。学校と地域みまもり支援センター等の連携が必要です。取組を伺います。

### ◎答 弁

はじめに、長期欠席児童生徒の把握につきましては、各学校と区・教育担当が定期的に情報を共有し、必要に応じて関係機関との連携を図っております。

今後の取組についてでございますが、不登校に陥りやすい児童生徒の置かれている社会的、家庭的な環境などの背景が、複雑化・多様化している状況がございますので、そのような中で不安や悩みを抱えている一人ひとりの思いを共感的に受け止め、チームによる組織的な支援を行う校内体制の強化を図ってまいります。

次に、地域みまもり支援センター等との連携についてでございますが、支援の必要な家庭や子どもたちの多様化したニーズにこえるため、「地域みまもり支援センター」の中で区・教育担当が属する「学校・地域連携担当」が保健師や社会福祉職などの専門職等を含めた「地域支援担当」と連携を図りながら、学校や家庭と積極的に関わり、医療的支援にも対応できるよう、取り組んでいるところでございます。

今後もより一層不登校対策の充実に努めてまいります。

## ◆ 中学校夜間学級について

### ◎質 問

今年度より、中学校既卒者で不登校等の理由こより学習機会等がなかった方が入学出来るよう

になりました。本市の現状と対応を伺います。

併せて、中学校夜間学級の広報について、区役所・図書館等で行っていますが、対象者が広がったことにより更なる広報が必要です。具体的な取組を伺います。

#### ◎答 弁

既卒者の入学に関する現状と対応についてでございますが、これまで6人の既卒者の方々からの問い合わせがあり、面談、授業見学及び体験入学等を行うなど、丁寧に対応してまいりましたが、年度初めからの入学を希望する方、夕方からの就学が自分に合わないと感じた方等があり、現在のところ入学された方はいらっしゃいません。

次に、広報につきましては、これまで市政だよりへの生徒募集の掲載、教育委員会及び西中原中学校夜間学級のホームページで広く市民の方々へ広報しているところでございますが、入学要件の変更に伴い、入学案内のポスター、チラシ、夜間学級生徒募集の横幕を新たに作成し、ポスター、チラシにつきましては、区役所、図書館、市民館等で掲示、配布しております。また、横幕につきましては、西中原中学校校舎壁面に掲示しているところでございます。

#### ◆ 中学校給食について

##### ◎質 問

北部学校給食センターの整備等事業において、先日、近隣の企業より本市に対して行政訴訟が提訴されました。この訴訟により当センターの竣工時期や学校給食の提供時期など、これまでのスケジュールに問題は生じないのか伺います。

関連して、南部学校給食センター及び中部学校給食センターの進捗状況を伺います。

併せて、今夏、気候変動により野菜が高騰し、学校給食が中止になるのではないかと不安が広がりました。食材が高騰した際の本市における影響と対応を伺います。

本年6月文部科学省より自治体に対し、教員の負担軽減のため、給食費の公会計化を図るよう通達がありました。山形市では平成27年度より給食費を学校単位で給食センターが徴収し公会計化を導入しています。その結果、他都市で問題となっている給食費の納付率を下げることなく、99%以上を維持しています。本市においても教員の負担軽減、未納者対策の強化、公会計化による透明性の確保など中学校給食の導入にあわせ、メリットの多い学校給食費の公会計化を図るべきです。取組を伺います。

##### ◎答 弁

はじめに、(仮称)川崎市北部学校給食センターの整備スケジュールについてでございますが、本事業への影響がないよう、適切に対応するとともに、平成29年8月の竣工に向け、計画通り進めてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)川崎市南部学校給食センターについてでございますが、本年4月より本体工事に着手しておりまして、現在、外壁工事を行っているところでございます。また、(仮称)川崎市中部学校給食センターにつきましては、本年9月より本体工事に着手しておりまして、現在、基礎工事を行っているところでございます。両センターとも、計画通りに工事を進めておりまして、南部学校給食センターについては平成29年5月に、中部学校給食センターについては同年8月に竣工予定でございます。

次に、学校給食用食材の価格が高騰した際の影響と対応についてでございますが、今年の夏の台風や日照不足等の影響により、本市の学校給食におきましても、北海道産の冷凍ホールコーンや冷凍いんげん等が生産されなかったことから、使用不可能となったものや使用量が十分に確保できなくなったものがございます。また、本年9月以降、野菜の価格の高騰により、国内産の野菜の使用量を確保するのは、大変苦労したところでございます。

対応といたしましては、マッシュルームなど価格の高い食材を減量し、もやしなど価格の安定している食材を使用するなどの献立の工夫を行い、実施回数を減らすことなく、学校給食摂取基準に基づいた給食の提供を行っているところでございます。

次に、学校給食費の公会計化についてでございますが、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などさまざまな課題がございますが、既に公会計化を実施した他都市の状況や収納率への影響も踏まえ、文部科学省の動向に注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、今年度、市立学校の給食実施に伴う諸課題等について、継続的に連絡調整を行うため、PTA・学校・関係団体等の関係者による、「川崎市学校給食運営連絡調整会議」を設置したところでございますので、本会議の中でも、公会計化につきましてご意見を伺ってまいりたいと考えております。

## ◆ 学校司書について

### ◎質問

「学校司書配置モデル事業中間報告」が出されました。学校司書配置による効果を検証されましたが、今後どのように反映されていくのか伺います。

学校司書配置により何より大切なのは、当事者である「児童の声」です。今後の学校司書の配置事業へ向けて児童へのアンケートを実施するなど今後の取組について伺います

### ◎答弁

はじめに、平成27年度から開始いたしました学校司書配置モデル事業につきましては、配置による効果の検証を行い、中間報告をさせていただいたところでございます。

図書貸出冊数の増加、学習支援、読書環境の整備等において、成果が上がっているとらえており、今後もさらに充実していくよう努めているところでございます。

一方、年間の配置の在り方や教員との連携の在り方等では、課題が見えてきており、そのような点につきましては、年度当初に1年間を見通した年間配置計画や学校司書年間活動計画を作成する等して対応をしておりますが、引き続き、指導主事による学校訪問や研修会等を継続して行い、本事業の実施状況についての課題や対応策を共有し、より充実した活動を工夫し、今後のモデル事業の展開に生かしてまいりたいと考えております。

次に、「児童の声」につきましては、学校司書がいることにより、児童が安心して学校図書館に足を運ぶようになったという様子や、気軽に立ち寄るようになってきているという様子を、校長より伺っておりますが、今後さらによりよい学校図書館にするために、児童の様々な思いを受け止められるようなアンケートを実施してまいります。

## ◆ 県立川崎図書館について

### ◎質問

ものづくり技術に関する特許・規格関連の図書や国内随一の規模を誇る社史、公害に関する図書・資料などを収集蔵書している県立川崎図書館の移転について、全蔵書の3分の2程度の約30万冊をKSPに移転する計画が具体的にできてきました。本市はこの計画について、県とどのように関わってきたのか伺います。

KSPに移転する案は数年前からありましたが、同図書館の移転について、例えば現在地の複合施設建替え時の入居や新川崎創造のもり、キングスカイフロント等、県に提案する機会はなかったのか伺います。

また蔵書の分散はできる限り避けるべきです。残る3分の1の扱いも懸念されますが見解を伺います。

ICT 化やサイエンスカフェ、展示機能など図書館機能のレベルアップとともに、光触媒ミュージアムにある青少年やこども向け科学図書との協力連携も必要と考えますが見解を伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、かながわサイエンスパークに移転する計画についてでございますが、これまで本市では、県の予算編成に対する要望の機会や県との情報交換等の場を活用しながら、かながわサイエンスパークに移転する蔵書や機能について、情報の提供を求めてまいりましたが、県からは「検討中の段階」と伺っていたところでございます。

次に、蔵書の分散についてでございますが、現在、かながわサイエンスパークに移転する蔵書の詳細な内容が公表されていない状況にございますが、できるだけ蔵書が散逸しないよう、県に要望してまいります。

次に、図書館の機能についてでございますが、本市といたしましても、県立川崎図書館は「科学と産業の情報ライブラリー」として、豊富な蔵書と全国に誇れる機能を有する図書館であると認識しておりますので、これらの蔵書や機能が有効に活用されるよう求めてまいります。

#### ◎質 問

具体的になってきた今こそ、県と市がタイアップして、検討を進めるべきですが、市長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（市長）

本市では、これまで県に対して、県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との協議のもと、着実に取組を進めるよう、要望してまいりましたが、この度、かながわサイエンスパークへ移転する蔵書や機能についての考え方が、明らかにされたところでございます。

県立川崎図書館のあり方につきましては、県有施設でもあり、県が主体的に判断していくものと考えておりますが、今後も、様々な機会を捉えて、機能移転に向けた取組が推進されるよう、要望してまいりたいと存じます。

#### ◆ 県費負担教職員の市費移管について

#### ◎質 問

県費移管に伴い、市教職員と県費負担職員との処遇のちがいをへの対応について伺います。

また、「学級編成」及び「教職員定数」の決定権限が本市に移譲されます。メリットと今後の取組を伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、県費負担教職員の処遇につきましては、市費への移管後、勤務条件について、本市の条例、規則等の規定の適用を受けることとなりますが、県と本市で一部制度に差異がございましたことから、これまで職員団体等と協議してまいりました。

その結果、移管後の勤務条件につきましては、本市の制度に合わせることを基本としながらも、義務教育諸学校における勤務の特殊性を踏まえた制度の整備や、一部の手当については経過措置を講ずるなどの調整を図ることとしたところでございます。

次に、学級編制基準及び教職員定数の権限移譲の効果といたしましては、学校の設置者である本市自らが定数配置等の判断をできるようになるなど、より一層、学校の実情に即した教職員配置が可能となるとところでございます。

平成29年4月の権限移譲に際しましては、文部科学省から「制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないように留意する必要がある」との見解が示されておりますので、「学校現場の混

乱防止」の観点から、直前の神奈川県基準を一定程度踏襲する必要があると考えております。

その後につきましては、社会経済の動向や学校教育へのニーズの把握に努め、「かわさき教育プラン」に基づく取組の推進や学校現場の課題解決に向けて継続的に検討を行い、時宜にかなった、効果的な教職員配置となるよう学校教育体制の充実を図ってまいります。

#### ◆ 川崎市高等学校奨学金について

##### ◎質問

我が党は、かねてより奨学金制度の拡充、支給時期の改善を求めてまいりました。制定改正により拡充される内容と支給時期、該当者への広報について伺います。

##### ◎答弁

はじめに、高等学校奨学金制度の改正の内容といたしましては、支給対象校に高等学校と同様の教育課程を行っている「高等専門学校第1学年から第3学年まで」と「専修学校の高等課程」を追加すること及び高等学校等へ入学後の5月に支給している「入学支度金」について、入学前の準備に活用していただけるよう、3月に支給できるようにするものでございます。

次に、制度改正の広報につきましては、「川崎市ホームページ」、「市政だより」、「教育だよりかわさき」に制度改正・募集の周知を掲載するとともに、各区役所・支所・出張所、市民館・図書館、情報プラザ等に制度改正の案内を含めた募集要項を配布いたします。

また、該当者への広報につきましては、「入学支度金」は、市立中学3年生全生徒及び市内外の私立中学校に、高等学校等に在学中に申請する「学年資金」は、市内外の高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程に、それぞれ募集要項を送付し、周知してまいります。

## ■ 代表質問（12月8日）民進みらい ■

### ◆ 中学校給食について

#### ◎質問

給食センターからの油煙が、精密機器を製造する周辺民間事業者に与える影響についても、昨年の総務委員会で質疑しています。また、この間、理事者とのヒアリング調査においても、その危険性について再三確認を取ってきましたが、答弁者である教育委員会からは、最新のフィルター等を導入するので問題はないとの回答でした。しかし、結果として、今回訴訟が起こされました。この間、当局はどのような説明を民間事業者に行ってきたのか伺います。

また、本訴訟が北部学校給食センター整備に与える影響について工事の遅延など支障はないのか伺います。

#### ◎答弁

はじめに、民間事業者への説明につきましては、平成26年8月の中学校完全給食実施方針（素案）の公表段階より、（仮称）川崎市北部学校給食センターの事業計画や公益上の必要性等について丁寧に説明をしてまいりました。また、平成27年12月の契約議案議決後も、施設設備の計画概要等について、説明を重ねてきたところでございます。

また、北部学校給食センターの整備スケジュールについてでございますが、本事業への影響がないよう、適切に対応するとともに、平成29年8月の竣工に向け、計画通り進めてまいりたいと考えております。

### ◆ 主権者教育について

#### ◎質問

本市の各市立高等学校の生徒には、総務省、文部科学省が発行している副教材「私たちが拓く日本の未来」を配布しているとのこと。その中では、「ディベートで政策論争をしてみよう」という実践活動も具体的に明記されていますが、学校現場ではどのように活用されているのか伺います。

また、生徒自らが考える力やディベート力をどのように育成しているのか伺います。

授業頻度についても伺っておきます。

さらに、教育委員会として、主権者教育が抱えている現状の課題認識についても伺います。

スウェーデンの高校では、国政選挙に合わせ、政党の代表者を招き、政策を聞く機会を設け、各政党の公約を熟考させた後に模擬選挙を行い、生徒たちの結果と実際の選挙結果を比較検討するような取り組みがなされていきました。模擬選挙において、投票する手法を学ぶことも大事ですが、それよりも重要なことは、投票に至る過程での具体的な争点について、議論することができる生徒（主権者）を育成する教育が醸成されているかです。これについては、教育委員会ならびに選挙管理委員会の役割分担と連携が必須です。どのように実践されているのか、具体的に伺います。

#### ◎答弁

副教材「私たちが拓く日本の未来」につきましては、有権者として求められる力を身に付けるために、各教科等の指導において補助資料として用いるなど、各学校の実態に応じて活用しており、具体的には、「総合的な学習の時間」において、身近な社会の問題として自分たちで課題と捉えた待機児童問題について考えたり、「政治・経済」で国民がよりよい生活を送るための予算について考えたりするなど、自分の立場を明らかにして討論する学習等が行われております。

次に、考える力の育成につきましては、各教科等の指導において自分の考えをもち、話し合う活動を取り入れたり、日常の諸問題等を取り上げ、ディベート等を通して自分の考えをまとめ表

現したりする活動等に取り組んでおります。

次に、授業頻度につきましては把握をしておりますが、実施状況につきましては、社会的・政治的課題について議論を行っている例や、授業後の児童・生徒の反応で主体的に社会に参画しようとする姿勢が見られる例が挙げられております。今後も児童・生徒の反応を踏まえつつ、知識の習得のみならず、日頃より時事問題等について自分で考え、課題に向き合い主体的に行動する姿勢の育成を目指してまいります。

次に、主権者教育の課題につきましては、主権者教育が各教科等を通して行われるものであるため、教員が日頃の授業と主権者教育とのつながりを意識して取り組むことが必要であると考えております。そのために、各学校の年間指導計画において主権者教育を位置づけて指導に取り組めるよう研究・研修を行ってまいります。

次に、教育委員会の実践につきましては、選挙管理委員会の出前講座の活用等連携を図りつつ、子どもたちの主体的な社会参画の姿勢の育成を目指し、今後も主権者教育が小・中・高を見通して、継続して行われるよう、研究・研修に取り組んでまいります。

### ◎再質問

先ほどのやりとりにおいて、教育委員会ならびに選挙管理委員会の役割分担と連携について指摘しました。選挙管理委員会においては、選挙出前講座を各市立高校で行っていますが、カリキュラムセンターの主権者教育担当の指導主事と相互連携を深めるなど、より積極的な活動を求めたいと思います。見解を伺います。

また、選挙出前講座で学んだ高校生たちへは、選挙管理委員会によるアンケート調査は行われておりますが、より理解度を深めることや学びを振り返るといった、生徒自らが考える活動が不足しています。充実すべきと考えます。見解を伺います。

### ◎答 弁

選挙管理委員会との連携につきましては、本市作成の主権者教育の手引きに出前講座を掲載し周知を図っておりますが、今後はさらに出前講座に主権者教育担当の指導主事を派遣し、生徒のニーズを把握するなど、主権者教育の充実を生かしてまいります。

また、出前講座で学んだ生徒への支援につきましては、これまでの学びを振り返ったり、これからの自分の行動を考えたりする学習の場を確保し、学んだことを生かして日常の諸問題や政治的課題等に関心をもち、自ら主体的に考えることができるよう支援してまいります。

## ◆ 県立川崎図書館の移転について

### ◎質 問

川崎市議会としては第1回定例会で意見書を採択し、県・市協議の場を設けて県立川崎図書館については検討すべきと要請してきました。協議の場はどうなっているのか伺います。

次に、今回の移転計画で、移転しない蔵書の取扱いはどうなるのか、例えば外部保管となった場合の搬送方法の検討など、サービス低下をきたさない工夫が必要と思います。伺います。

次に、社史など蔵書対策についてですが、毎年500冊から1,000冊増加しています。その多くは寄贈です。KSPには、こうした蔵書可能スペースが確保されているのか伺います。

次に、今回の意見交換会で初めて示された児童青少年向けの科学図書は川崎市立図書館に移管するという提案は本市にあったのか伺います。

### ◎答 弁

はじめに、県との協議についてでございますが、県に対して協議の場の設定を要望してまいりましたが、正式な協議の場の設定には至っておりませんので、様々な機会を捉え、本市の意向を

伝えているところでございます。

次に、かながわサイエンスパークに移転しない蔵書の取扱いについてでございますが、現在、県において具体的な手法等についての検討がなされているものと認識しております。

次に、社史等の蔵書の取扱いについてでございますが、社史等の蔵書は、全国に誇れる貴重な資料の一つと認識しておりますので、相応のスペースが確保されるものと考えております。

次に、児童青少年向けの科学図書についてでございますが、市立図書館のスペース確保等の課題もございますので、正式に提案を受けた際には、検討してまいりたいと考えております。

#### ◆ ヘイトスピーチについて

##### ◎質問

外国人の在籍率の高い学校では、ヘイトスピーチが来ることを心配しています。教育委員会としてヘイトスピーチを許さないという毅然とした姿勢が必要と考えます。すでにインターネット上で被害を受けている中学生に対するケア、何よりも明確な教育委員会の姿勢が必要です。見解を伺います。

##### ◎答 弁（教育長）

いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」にもございますとおり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動につきましては、決して許されるものではないものと認識しております。

インターネットを通じて行われるヘイトスピーチを助長し、又は誘発する行為によって被害を受けている生徒への対応につきましては、生徒の心のケアを最優先に、継続的な支援を行うことが不可欠であると考えております。

学校におきましては、校長、担任、養護教諭をはじめとする全ての教職員、スクールカウンセラー等で生徒の状況等の共通理解を図りながら、生徒に寄り添った適切な支援を行うことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、区・教育担当、人権・共生教育担当等が学校と連携を図りながら、生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援に努めてまいります。

#### ◆ スクールソーシャルワーカーの活用について

##### ◎質問

「スクールソーシャルワーカー」の活用について伺います。福祉の専門家の立場から、いじめや不登校さらには親からの虐待が疑われる子どもなどについて、校長から依頼を受けて家庭の状況を把握、児童相談所や警察と協力して解決策を考えます。また、家庭の経済状況を改善するため、ハローワークと連携して親に仕事を斡旋したり、生活保護の申請を手伝うケースもあると仄聞します。平成26年度から現在までの取り扱い件数について、年次ごとに伺います。

また、積極的な活用にむけての考え方、さらに現行の8名体制からの増員の見込みはあるのか、あわせて増員にむけて現状の解決すべき課題があれば具体的に伺います。

##### ◎答 弁（副市長）

スクールソーシャルワーカーが継続して支援を行った件数につきましては、平成26年度は185件、平成27年度は273件、平成28年度は10月末時点で211件でございます。

児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの支援につきましては、それまでの校長からの要請により派遣する体制に加え、平成27年度から、区・教育担当が必要であると判断した場合には、校長からの要請がなくてもスクールソーシャルワーカーの派遣が可能となるよう見直しを行ったところでございます。

今後も、地域みまもり支援センターとの一層の情報共有を図り、関係各課との連携のもと、引

き続き貧困の問題を抱えた児童生徒への支援を含め、一人ひとりの教育的ニーズへの対応が図られるよう、適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 川崎市高等学校奨学金について

##### ◎質問

今回、支給対象者を拡大する条例改正に合わせて、29年度は対象基準に達している生徒全員への支給となるよう予算の確保が必要と考えますが、見解を伺います。

##### ◎答弁

平成27年度及び28年度におきましては、申請された方には申し訳ございませんが、申請基準を満たしたにもかかわらず、全員には奨学金を支給できなかった状況がございました。

教育委員会といたしましては、引き続き、本奨学金制度を必要とする生徒を支援することは重要であると認識しておりますので、申請基準と採用基準の乖離がなくなり、申請基準を満たした生徒が奨学金を受給できるよう、予算の確保に努めてまいります。

##### ◎再質問

本市の制度は給付型の奨学金であり、経済的に困窮している成績優秀な生徒を支援する重要なものです。県にも非課税世帯に対する高等学校等奨学給付金はあります。しかし、この対象にはならない生徒で、本市の奨学金を必要とする生徒が増えている現状です。学業成績平均3.5以上の成績優秀な生徒全員に様々な手法で支給すべきです。考えられる手法として年度の終段で入学支度金を支給することから、他の予算の不用額を活用する手法、恒久的な制度改善策を検討する手法があります。こうした策を講じることなく不支給となった生徒をそのままにしたことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。先の答弁では申請基準に達した生徒に支給したいとの考えを示されましたが、改めて教育長の見解を伺います。

##### ◎答弁（教育長）

全ての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を歩める社会を構築することは重要であるとと考えております。

本奨学金制度につきましても、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策でございますので、申請基準と採用基準の乖離がなくなり、申請基準を満たした生徒が奨学金を受給できるよう、予算の確保に努めるなど、本奨学金制度の充実を図ってまいります。

## ■ 代表質問（12月8日）共産党 ■

### ◆ 少人数学級について

#### ◎質問

来年度の市費移管の際には、新潟市では少人数学級を継続するうえに、さらに、現在1・2年生で実施している32人以下学級を3・4年生に拡充する方向で検討しているといえます。同じ政令市で市費移管後も市独自で実施する自治体があるわけですから、川崎でも可能です。川崎でも来年度から少人数学級を拡充すべきです。伺います。

#### ◎答弁

現在、本市の小学校3年生以上の少人数学級につきましては、各学校が実情に応じて、県から配当されている指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして、実施しているところでございます。

しかしながら、学校によっては、児童生徒の習熟の程度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数指導やチーム・ティーチング等を実施しているところもございます。

県費負担教職員の市費移管後も、この指導方法工夫改善定数は国から措置されることとなりますが、引き続き、各学校がその実情に応じて、少人数学級も含め、きめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

### ◆ 就学援助について

#### ◎質問

先の議会で、就学援助の支給品目も金額も都市によって違いがあること、入学準備金については、横浜市と川崎市では、川崎は横浜の2倍ほどの開きがあることを取り上げ、その改善を求めました。教育次長は、「支給金額の拡充については、社会情勢、川崎市の財政状況、国の動向や他都市の状況を踏まえながら、関係局と協議してまいります」と答弁されました。その後の検討協議について伺います。

入学準備金の前倒し支給を始める自治体が増えています。県内海老名市では今年度から小学校6年生の認定者に対し、中学校入学前の1月に支給することにしました。さらに現在6月に行われている就学援助の認定と支給時期を早めることについて、所得以外を理由とする申請では認定時期を早めることができるとして、児童扶養手当の支給や国民健康保険料の免除、生活保護の廃止など所得審査を必要としない申請理由の場合は、来年度から認定時期を4月に早め、支給時期も早めることになったと聞きました。川崎でも同様な取り組みをすれば、入学準備金の前倒し支給、認定と支給時期も早めることはできると思いますが、伺います。

以前から課題になっている生徒会費、PTA会費、体育実技用具費を支給品目に入れるべきと思いますが伺います。

#### ◎答弁

はじめに、支給金額の拡充についてでございますが、教育の機会均等という観点からも必要性は認識しておりますので、社会情勢、本市の財政状況、国の動向や他都市の状況を踏まえながら、関係局と協議しているところでございます。

次に、入学準備金に当たる本市の新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することについてでございますが、3月の時点では前年の所得額は確定していないため、前々年の所得額での認定となり、実態とかけ離れる場合があることなどが課題となっており、現段階では、入学前の支給等

は難しいものと考えておりますが、今後、他都市の実施状況について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、生徒会費、PTA会費及び体育実技用具費の追加についてでございますが、教育委員会といたしましては、保護者負担の軽減の観点から、引き続き関係局と協議しているところでございます。

#### ◎再質問

今年5月、田村智子参議院議員の国会質疑の中で文科省は「児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう、市町村に働きかける」ことを約束していました。また、文科省は2017年度予算の概算要求で入学準備金を「ほぼ倍に引き上げる方向」で要求しています。

群馬県太田市では、入学準備金の支給時期を2から3月に前倒しし、支給額倍増を来年度入学する子どもから実施しようとしています。

東京都内では足立区、新宿区、江戸川区、豊島区、多摩市、東大和市など10自治体で入学前支給の検討が約束されていると聞きます。東京都八王子市では、2017年度から、2017年度入学の子どもの場合、2016年度判定基準が用いられます。

このように入学準備金の入学前支給・増額は実現する自治体、検討を約束した自治体が近隣でも増え続けています。増額については関係局と協議していることが初回答弁されました。この点については、来年度予算化されることを強く要望しておきます。準備金の入学前支給について判定基準も他都市ではすでにこのような基準で実施しているわけです。難しいとしないで、もっと前向きに検討し実施に踏み出すべき、と思っておりますが、伺います。

#### ◎答 弁

入学準備金に当たる本市の新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することについてでございますが、現段階では、入学前の支給等には課題があるものと考えておりますが、今後、他都市の実施状況について調査・研究してまいりたいと考えております。

### ◆ 小学校給食の無料化について

#### ◎質 問

本市の給食費は、年額では低学年40,150円、中学年は42,350円、高学年44,550円となっており、家計にとっては、大きな負担となっています。どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食です。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても重要なことです。学校給食の無料化は、「義務教育は無償」という憲法の原則からも、大きな意義があります。学校給食の無料化・補助実施は、この4年間で急速に広がり、2015年度調査では、全額補助する自治体は45自治体、半額以上の補助を実施する自治体は64自治体、それ以外の一部補助も含めると199自治体で実施されています。滋賀県長浜市では2016年9月から、子育て世代の経済的な負担を軽減する目的で、給食費補助事業費1億6500万円を計上し給食費を無料化しました。年間一人当たり約4万4千円が無料になるとのことです。本市も給食費無料化に踏み出すべきと考えますが、伺います。

#### ◎答 弁

学校給食費につきましては、学校給食法及び同施行令では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費は、設置者の負担とされており、それ以外の経費である食材費及び光熱水費につきましては、保護者の負担とされているところでございます。本市では、文部科学省の指針を受け、このうち光熱水費につきましては公費で負担し、食材費のみ保護者の負担としているところでございます。

日本国憲法第26条2項後段の「義務教育は、これを無償とする」とは、「授業料不徴収の意味と解するのが相当である」との最高裁判例が出されていること、また、小学校の学校給食費は、年間で30億円を超えていることから、無料化は難しいものと考えておりますが、経済的に支払いが困難なご家庭には、生活保護制度や就学援助制度等が活用されるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

## ◆ 中学校給食について

### ◎質問

配膳員についてです。学校によっては生徒数や校舎の配置などは大きく異なります。生徒数が特に多いところもあります。配膳をスムーズに行うためには、配膳員が1学年に1人、最低でも各学校に3人、大規模校についてはそれに見合った人数が必要です。配膳員の配置については、各学校においてヒアリングや現地確認を行いながら、検討を進めているとのことですが、具体的にどのように進められているのか伺います。

栄養士の配置についてです。来年1月からは、いよいよ、中野島中学校、犬蔵中学校で自校給食が始まります。食育の推進、きめ細やかなアレルギー対応などを行うことを目的として、それぞれの学校には栄養士の配置がされることになっています。一方、センター給食で実施される中学校の栄養士配置については、3月議会では、国の基準以外の栄養士の配置について検討していく、6月議会では、学校給食全体での食育の充実が図られるよう、食育指導や食物アレルギー対応、給食管理のあり方などを踏まえ、実施までの間に検討していくとのことでした。検討状況を伺います。

学校給食費の公会計化については、これまで「学校現場における給食に関する事務負担軽減は大変重要と考えていることから、さまざまな観点から検討していきたい」とのことでしたが、検討状況について、伺います。

### ◎答弁

はじめに、学校給食センターから給食の配送を受ける中学校の、配膳員の配置についてでございますが、配膳室から各教室までの食器、食缶等の運搬は、各学校における生徒の安全面を考慮した運用、指導のもと、生徒自身が行うことを基本としてまいります。コンテナの受領及び配置、パン・デザート・牛乳などの直送品の仕分け、食器、食缶等の生徒への受渡し、配膳室における衛生管理業務などにつきましては、別途、配膳業務として委託してまいりたいと考えております。

現在、各学校におけるヒアリングや現地確認を踏まえ、仕様等の検討を進めているところでございますが、引き続き、学校が安全かつ円滑に給食を運営することができる効率的な手法となるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターに係る学校栄養職員等の配置についてでございますが、学校栄養職員等の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数に応じまして、その標準数が定められているところでございます。共同調理場である学校給食センターに係る学校栄養職員等の実際の配置数につきましては、小学校や特別支援学校も含め、学校給食全体でのさらなる食育の充実が図られるよう、現在、関係局と、来年9月及び12月からの開業に向け、検討を進めているところでございます。

次に、学校給食費の公会計化についてでございますが、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などさまざまな課題がございますが、既に公会計化を実施した他都市の状況や収納率への影響も踏まえ、文部科学省の動向に注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、今年度、市立学校の給食実施に伴う諸課題等について継続的に連絡調整を行うため、P T A・学校・関係団体等の関係者による、「川崎市学校給食運営連絡調整会議」を設置したところでございますので、本会議の中でも、公会計化につきましてご意見を伺ってまいりたいと考えております。

#### ◎再質問

栄養士の配置については、小学校や特別支援学級も含め、学校給食全体で、検討を行っているとのことですが、小学校に配置されている栄養士の中には、すでに2校を受け持ち巡回しているところもあり、目いっぱい状況であり、一校に一人の栄養士配置が求められています。栄養士には、食に関する指導のため、他の教職員や家庭・地域との連絡調整、児童生徒への個別的な相談指導のほか、教科、特別活動、給食の時間などにおいて、専門性を活かした指導を行うなど多くの役割があり、アレルギー対応も求められます。犬蔵中学校、中野島中学校での自校調理方式では、それぞれ栄養士の配置がされ、現場で直接子どもたちに触れることができ、生きた食育を行うことができます。同じ事業として行う中学校給食ですから、センター給食で実施される中学校についても違いがあってははいけません。市単独でも栄養士を配置し、生きた食育、アレルギー対応をすべきです。伺います。

#### ◎答 弁

学校給食センターに係る学校栄養職員等の配置につきましては、学校給食を活用したさらなる食育の充実が図られるよう、食育指導や食物アレルギー対応、給食管理等のあり方、教職員の役割等を踏まえ、実施までの間に引き続き検討してまいります。

### ◆ 川崎市高等学校奨学金について

#### ◎質 問

川崎市の高校の給付制の奨学金の予算は12年前の2003年は5,557万円でしたが、年々減額され、2012年度には4,322万円と1千万円以上も減額。応募者数は年々増え、2012年度には1277人にも及ぶのに採用は350人に留まり、こうした事態に市は2014年度から予算総額を変えず収入基準を生活保護基準とし、さらに成績面を3.5以上とする受給資格の絞り込みと給付額の大幅削減を行ないました。それでも、申請者は2014年度の717人から、昨年度899人、今年度970人と毎年増加していますが、依然として採用者数は変わりません。そのため、「3.5以上」とされる成績基準を満たしたにもかかわらず、2014年度は120人、昨年度325人、今年度409人が奨学金を利用できず、結果的に成績基準は3.7~3.8にあがってしまいました。入学支度金も今年度71人が受けられませんでした。京都市では、昨年度、入学支度金と学用品購入等助成金あわせて4,916人に支給。当初想定した予算を申請者が上回った場合も財政のやりくりや補正予算を組むなどして希望する全員に支給しているとのこと。本市も、予算の規模を抜本的に拡充し、希望するすべての生徒が受給できるようにすべきです。伺います。

また、京都市は、要綱で「学習状態が良好」と定めていますが、実際には留年さえしていなければ申請基準を満たした生徒すべてに支援金を支給しています。本市も成績要件を京都市並みに改善すべきです。伺います。

#### ◎答 弁

本奨学金制度につきましては、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒にとって有意義な制度であると十分認識しているところでございます。申請基準を満たしているにもかかわらず採用できなかった方がいらっしゃることを踏まえ、教育委員会といたしましては、申請基準と採用基準の乖離がなくなるよう、予算の確保に努めてまいります。

また、成績の申請基準につきましては、平成25年度に制度を見直した際に、神奈川県が実施した「学習評価に関する調査」を参考に、本市立中学校に通う3年生の全科目の成績の平均値を算出した結果、およそ3.38となり、本奨学金制度の趣旨を踏まえ、3.5以上の申請基準を設けたところでございます。

#### ◎再質問

成績の申請基準を「3.5以上」としたのは中学校3年生の成績の平均値3.38をふまえたものだ、との答弁でした。つまり、平均より高い申請基準を設定したわけです。家庭の経済力と学力が相関関係にあることは、各種の政府統計調査でも明らかです。それなのに平均値を超える成績基準を設けたということは、本来ならば能力があるにもかかわらず成績面で困難な状況におかれている経済的に厳しい実態の家庭の生徒の多くをはじめから除外しているということです。この制度は経済的理由のため就学困難な生徒を支援するためのものなのに、これではその趣旨に相反するものとなっています。高校奨学金をもうけた趣旨に照らすなら成績要件は撤廃するべきです。伺います。

せめて京都市が行っている「留年してさえいなければ受給を認める」という運用が可能なように、対象者については「学習状態が良好であること」といった規定に改めるべきです。伺います。

#### ◎答 弁

成績の申請基準につきましては、平成25年度に制度を見直した際に、申請者からも採用の基準を明らかにしてほしいとの問い合わせを数多くいただいたことから、申請の基準として一定の目安を提示したものでございます。

現行制度の本来の趣旨に照らしましても、一定の成績要件の設定は必要であると考えてところでございます。

### ◆ 川崎市大学奨学金について

#### ◎質 問

これまで答弁で「他都市の制度や国の経済的支援策の状況を見据えて検討したい」とのことでした。藤沢市は先日、上限30万円の入学金相当分と、上限月額6万円の授業料相当分を給付する奨学金を2018年度から開始すると発表。その趣旨は「家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が必要」だということです。現在の無利子貸与の奨学金の募集70枠を拡充するとともに、本市も給付型の大学奨学金を創設すべきです。伺います。

#### ◎答 弁

国の給付型奨学金制度につきましては、現在、文部科学省内にプロジェクトチームを設置し、検討が進められているところでございます。

本市の大学奨学金の利用者につきましては、国の奨学金と併用している方が多いことから、国の大学奨学金制度の検討状況を注視していく必要があることなど、制度の見直しにはさまざまな解決すべき課題があることから、本市の大学奨学金の在り方について、引き続き検討を進めてまいります。

### ◆ 市立高校定時制において資格を取得する制度について

#### ◎質 問

2011年度から教員と専門スタッフなどによる寄り添い型の就職支援を系統的に行ってきた県

立田奈高校は、約 3 倍の就職実績をあげています。資格取得を目指す介護・保育プログラムは、夏休みにインターンシップを介護施設や保育園で実施し、施設でアルバイト経験を積んで、進学によらないで資格取得条件を確保していくものです。保育プログラムは、横浜市の斡旋で認可保育園のアルバイトを行ない、資格条件を満たしつつ、生活の保障も行う制度です。2011 年度から 2015 年度までに計 17 名が参加し、13 名を雇用につなげています。2016 年度は横浜市の認可保育園での雇用は 7 名です。介護プログラムでは、正規採用を目標に、横浜市・2 か所の特養ホーム・医療専門学校との支援により、同様の取り組みをしています。川崎市でも市立高校定時制高校で資格を取得して正規雇用に結びつける制度を創設すべきと思いますが、伺います。

#### ◎答 弁

市立高校におきましては、各校が進路指導の年間計画を策定し、入学当初は自己理解を深める取組を行い、学年に応じて資格取得に向けた学習を進めるなど、生徒の希望や適性に応じた進学や就職が決定するよう支援と指導を行っております。

定時制の課程におきましては、職業に関わる専門学科の商業科とクリエイティブ工学科を設置しており、商業科では簿記検定やビジネス文書実務検定を、クリエイティブ工学科では、電気工事士や情報技術検定などの資格や技能を身につけ、企業での実習を行うなど進路決定や将来の社会的自立に生かすことができるよう学習を進めているところでございます。

また、普通科におきましても、希望者に向けて介護施設や幼稚園などでの就労体験を行うなど、職業観の育成と職種への理解に努めているところでございます。

本市といたしましては、今後もこのような取組を推進する中で、資格取得も含めた、将来の自立にむけた支援と指導の一層の充実に努めてまいります。

◆ 子供たちに対するICT環境について

◎質問①

国レベルで教育のICT環境配備の重要性があちこちで言われているのはすでに周知のことだと存じます。最近では各市町村レベルで教育用コンピュータの配備状況が一斉に公開されています。川崎市の平成27年度の実績では6.5人/台と全国平均を下回っているという結果となっています。文部科学省の第2期教育振興基本計画では、平成29年時点(来年度)で目標水準3.6人/台と提示されていますが、将来を担う川崎市の子供達に対するICT環境配備を、市長はどの様にお考えでしょうか。伺います。

また、第2期教育振興基本計画の目標水準達成に向けた道筋をどの様にお考えでしょうか。(平成24年3月に川崎市教育委員会にて策定された『川崎市教育の情報化推進計画』ではロードマップが平成28年までとなっているのと、目標指数の掲載が見えなかったため)

◎答弁(市長)

未来を担う子どもたちには、情報社会に主体的に対応できるよう情報活用能力の育成が必要であり、発達段階に応じてICTに適切に触れながら、その資質や能力を育てていくことは重要であります。

子どもたちの学びを支えるICT環境の充実にあたりましては、ICTの多様性を生かした授業改善や、教員のICT活用指導力の向上などが求められることから、モデル校を設置するなど、ICTを活用した学習効果等を検証していくことが必要であると考えております。

◎質問②

また、『川崎市教育の情報化推進計画』を見る限り、平成23年から3年間に渡り、南百合ヶ丘小学校での実証研究を行ったと伺っています。先日、我々自民党の若手議員団で浜松市様からICT環境配備をにらんだ、タブレット1人1台環境での家庭学習の取り組みについて勉強してきました。非常に面白い取り組みでしたので、簡単にご紹介させていただきます。狙いとしては、教育をコストと捉えず、しっかりとしたモデル校での検証を踏まえて、教育を投資として考え、検証結果を配備に生かしていくという産学官が連携した取り組みでした。そこで教育長に質問です。南百合ヶ丘小学校での取り組みによるその効果検証と、今後のモデル指定校での予定を教えてください。

◎答弁(教育長)

NTT東日本と川崎市総合教育センター、南百合ヶ丘小学校が連携して取り組んだ実証研究につきましては、一人一台のタブレット端末を整備し「ICTによる学びの価値向上」「教員のICT指導力向上」などをテーマとして取り組んでまいりました。この研究では、多くの児童に発表機会を持たせることができ、表現力の向上や発表意欲の高まりが実感できたこと、多様な考えに触れたり、他者と比較したりすることで、自分の間違いに気づけるなどの機会が創出されたこと、考える力の向上に役立ったことなどが成果としてみられたところでございます。

一方、思考力・表現力向上に資するアプリケーションの普及・定着、個の学びに応じたデジタルコンテンツの充実、全ての教員が使いこなせるような簡便性の追求などの課題が明らかになったところでございます。

このことから、今後モデル校におきましては、次期学習指導要領で重視される、主体的・対話的で深い学びの実現にICTをどのように活用していくかという視点を大切にして、検証してまいりたいと考えております。

### ◎質問③

東日本大震災では学校現場も多くの被害を受けたことは記憶に新しいと存じます。事実、従来では多くの情報を学校現場内で閉じた環境で管理していましたが、震災で全てのものが失われたそうです。また、佐賀県での不正アクセス事案も記憶に新しいと思います。学校現場やクローズドな環境よりも、教育クラウドの必要性も、「スマートスクール構想」で説かれはじめていますが、現在の川崎市における教育情報のクラウド環境への移行について教えてください。

### ◎答 弁（教育長）

国が提唱する「スマートスクール構想」は、授業学習支援システムと校務支援システムを連携してクラウド環境の中で管理運用し、双方のデータを有効活用することにより、教員の業務負担の軽減と、教育の質の向上をめざすものでございます。

現在、市立学校におきましては、主に児童生徒用として教育用コンピュータ、教職員用として校務用コンピュータと市の計画配置コンピュータがございしますが、それぞれ扱う情報が異なりますので、セキュリティ面を考慮し別々に管理運用しているところでございます。

今後、本市においての教育情報のクラウド環境への移行につきましては、国の動向や他都市の状況を注視しながら、データの有効活用、各端末へのコンテンツ配信にかかる費用、移行によるリスクなど様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問（12月16日）民進みらい 木庭議員 ■

### ◆ 子どもたちが緑を保全する活動について

#### ◎質問

平成 29 年度末策定に向け審議を進めている「緑の基本計画」に関連し、教育長に伺います。「次世代のパートナーの核」として子どもたちをターゲットにしています。これまでも長年にわたり環境学習の一環として、学校と地域のボランティア団体が協働し、子どもたちが緑の果たす役割を学び、緑に親しむ機会の創出などを実施してきました。今後は、里山ボランティアを経験させるなど、子どもたちが主体的に緑を保全する活動方法を学ぶ機会の創出も必要と考えますが教育長に見解を伺います。

### ◎答 弁（教育長）

子どもたちが緑を大切にしていける活動に主体的に参画することは意義のあることと考えております。

学校においては、緑を保全する様々な活動について、地域のボランティアの方々とともに行う機会を継続的に設けたり、子どもたちに紹介するなど、環境保全の意識をさらに高めてまいりたいと考えております。

これからも、子どもたちが将来にわたって緑を保全する活動に主体的に取り組んでいく姿勢を育んでまいります。

## ■ 一般質問（12月16日）共産党 宗田議員 ■

### ◆ 国史跡橋樹官衙遺跡群について

#### ◎質問①

市が新たに土地を取得して、広場が拡張しましたが、どのくらいの広さになったのか伺います。

**◎答 弁**

市が新たに取得した土地は、高津区千年425番1ほかに所在しており、面積は1,161.28㎡でございます。東側に隣接するたちばな古代の丘緑地と合わせて2,813.65㎡でございます。

**◎質 問②**

市の遺跡として初めて国の史跡に指定されましたが、どのくらい重要な遺跡なのか伺います。

**◎答 弁**

本遺跡群は、古代日本が律令(りつりょう)制度に基づいた国家体制の整備を進めた7世紀後半の「評(ひょう)」と呼ばれる地方行政組織の設置から、さらに「郡衙(ぐんが)」へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる全国的にも貴重な遺跡であり、7世紀から10世紀にかけての古代の地方官衙(かんが)の実態とその推移を解明する上で欠くことのできない重要な歴史的価値を有するとして、国の史跡に指定されたものでございます。

**◎質 問③**

現在、どんな遺跡の表示、展示があるのか伺います。

**◎答 弁**

橘樹官衙遺跡群では、たちばな古代の丘緑地内に橘樹郡衙跡や周辺の遺跡を説明した解説板を、西側に位置する影向寺境内には影向寺の文化財や影向寺遺跡を説明した解説板を設置しております。

また、遺跡群の魅力をさらに発信するため、スマートフォンなどでリアリティーのある立体的な映像を表示するアプリケーションソフトを利用して、現地の風景の中で正倉(しょうそう)や三重塔(さんじゅうのとう)の推定イメージを見ることができるようになっているところでございます。

**◎質 問④**

現在、保存活用計画を作成中ということですが、どのようなプランなのか伺います。

**◎答 弁**

保存活用計画につきましては、平成28年度から、学識者から構成される「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」において、地元町会等の関係者・関係団体の皆様から御意見をお伺いしながら、平成29年度の策定を目指して検討を進めているところでございます。

保存活用計画の内容につきましては、橘樹官衙遺跡群の本質的価値を明確にして、将来的に国史跡に追加指定していく範囲や開発事業などが発生した場合の保存管理に係る取扱基準を定めるとともに、地域の方々と連携・協働した保存活用と、遺跡群のイメージを想像できる構造物の設置などを含めた保存整備、及びそれを担う体制整備などを示し、将来にわたって橘樹官衙遺跡群を保存・活用していくためのマスタープランとして策定してまいります。

**◎質 問⑤**

他の市でも遺跡公園がありますが、横浜市の大塚・歳勝土遺跡公園はどのように遺跡を残しているのか伺います。

**◎答 弁**

この公園は、横浜市都筑(つづき)区中川中央に所在しており、国史跡大塚(おおつか)・歳勝土(さ

いかちど)遺跡を地下に保存した史跡公園で、今から約二千年前の弥生時代中期の環濠(かんごう)集落である大塚(おおつか)遺跡から発見された竪穴(たてあな)住居や掘立柱建物(ほったてばしらたても)等の一部と、その集落の人々の墓地である歳(さい)勝土(かちど)遺跡から発見された方形(ほうけい)周(しゅう)溝(こう)墓(ぼ)の一部を復元して展示しております。

#### ◎質問⑥

橘樹郡衙の広場では、どのくらいの構造物が可能なのか伺います。

#### ◎答弁

これまで実施した発掘調査の結果、現在のたちばな古代の丘緑地及び西側隣接地においては、地表面から約40cmの深さに遺跡が現存していることを確認しております。そのため、深く掘削する構造物の設置は遺跡に影響を及ぼすおそれがあります。

今後、どのような構造物を設置していくのかにつきましては、学識者や関係者、文化庁などの関係機関等の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質問⑦

広場を市民に知らせるために、どんな広報やアクセス方法の改善を行うのか伺います。

#### ◎答弁

橘樹官衙遺跡群につきましては、わかりやすく解説したリーフレットや案内マップを作成し配布するとともに、建設緑政局や高津区役所とも連携して、「たちばなの散歩道」や「高津のさんぼみち」のルートに橘樹官衙遺跡群を入れて案内をしております。

また、橘樹郡衙跡や影向寺を中心に周辺の神社仏閣や史跡等を歩いてまわる史跡めぐりツアーや講演会・展示会等を開催するなど、橘樹官衙遺跡群の魅力を広く周知しているところでございます。

今後は、保存活用計画の策定を受けて、さらに橘樹官衙遺跡群へのアクセスについて具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月16日）公明党 川島議員 ■

#### ◆ 通学路の安全対策について

#### ◎質問①

通学中の児童・生徒が被害に会うニュースが絶えません。本市で平成24年5月に実施した緊急実態調査以降の取組みについて伺います。

現在の危険箇所未改善箇所数と主な理由、未改善箇所の安全対策について伺います。

#### ◎答弁

はじめに、これまでの取組につきましては、各学校から改善要望を受け、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する通学路安全対策会議及び各区に設置した部会において、改善手法について検討し、平成24年度に実施した緊急合同点検における危険箇所につきましては、すべて対策を講じたところでございます。

次に、現在の未改善箇所数については、年度末に集計を予定しておりますが、平成27年度末時点では、97箇所となっております。

次に、未改善の理由としましては、利害関係者の合意や地域住民の理解が必要となること、関係機関との調整や周辺の道路環境・交通事情にも配慮を要することなどがあげられます。

なお、未改善箇所の安全対策につきましては、改善が講じられるまでの間、警察官OBであるスクールガードリーダーによる指導のもと、PTAや地域の方々による見守り活動の御協力などもいただきながら、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

#### ◎質問②

狭隘道路にはガードレール等のハード部分の安全対策は難しい。しかし、通学路としているケースは少なからずあります。狭隘道路では、車のスピード超過による事故が懸念されます。いかに速度を規制していくかが大きな課題です。ゾーン30の導入等の減速を促す対策強化が必要です。取組みを伺います。

神奈川県警は来年度、生活道路でのスピード超過を取り締まる新型測定機の導入を予定していますが、本市での実施について見解を伺います。

#### ◎答弁

区域を定めて速度規制を実施する安全対策である「ゾーン30」の整備につきましては、神奈川県警察本部によりますと、平成27年度末までに、川崎市内の40箇所で開催設定をしており、今後も整備を進めていくと伺っております。

なお、学校から車両通行の減速を促す対策についての要望があった場合には、「ゾーン30」の整備を含め、通学路安全対策会議の中で、検討してまいります。

また、新たな速度違反自動取締装置の導入につきましては、神奈川県警察本部によりますと、本市への導入については未定と伺っておりますが、今後、通学路安全対策会議区部会の中で、警察からの情報提供を受けるなど、引き続き、連携を図りながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月16日）民進みらい 押本議員 ■

#### ◆ 学校の夜間照明について

##### ◎質問

限られた市域内の中でスポーツに取り組むための環境整備をこれまでも促して参りました。そこで、まず、放課後のナイター照明設備の使用について教育次長に伺います。（ディスプレイをお願い致します。）

ここに示す夜間の校庭開放については、昨年この一般質問で質疑させて頂き、右の列にある利用対象者の制限について、ようやく緩和を実現致しました。しかしながら、左の列にある開放期間については、13指定都市において『通年』で校庭開放を行っており、地理的条件等を加味した赤枠で囲む関東圏でも、冬期間を制限しているのは、残念ながら本市のみです。これまでの答弁では、各区施設において様々、課題もあるとのこと、今後も調整を図りながら試行実施並びにその拡大の実現を改めて要望する所です。その実現が図られる前の対応として、今回の質疑では、生徒下校時からその夜間の校庭開放時までの放課後の施設開放について、日入りが早くなる冬期間においては、ナイター設備の使用を柔軟に対応すべきと考えます。現在、放課後利用を行っている団体は、冬期間において、その後のナイター照明設備の使用がないため、その利用を制限されている実情があります。改善を求めますが見解を伺います。

##### ◎答弁

本市におきましては、地域の皆様のスポーツ・レクリエーション活動の場として、各区に1校ずつ、夜間照明を設置し、月曜日から土曜日まで、原則、午後6時から午後9時までの間で、夜間の校庭を開放しているところでございます。

開放時間帯以外の放課後の時間帯の校庭の使用につきましては、現在、総合型地域スポーツクラブの活動などに対して、校長の判断による使用を認めているところでございます。特に、冬の時期には、日の入り時刻が早く、子どもたちの活動に支障が生じることも考えられるところでございますので、子どもたちの活動が安全に行われるよう、検討を進めてまいりたいと存じます。

## ■ 一般質問（12月16日）公明党 河野議員 ■

### ◆ オリンピック・パラリンピックについて

#### ◎質問①

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、56年ぶりの東京開催です。オリンピック・パラリンピックを目の当たりにする事に大きな期待を描いている市民も多いと感じます。本市は「かわさきパラムーブメント」として取り組みをあげています。先日は県議会に於いて、県教育長がオリンピック・パラリンピックに関する児童・生徒用の学習教材を作成し五輪教育を推進する考えを述べられました。本市としては、オリンピック・パラリンピックについてどのように教育していくのか、教育長に見解と今後の取り組みを伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

東京2020大会は、オリンピック・パラリンピックを身近に体感できる貴重な機会であり、児童生徒がスポーツの価値を学び、さまざまな国や地域、多様な文化に触れ、人間の可能性の大きさを実感できる貴重な場であると考えております。

特に本市では、パラリンピックに重点を置いた「かわさきパラムーブメント」をメインコンセプトに掲げており、障害者理解の促進やボランティアマインドの醸成など、将来につながるレガシーの創出の大きな可能性を有していると考えております。

教育委員会といたしましても、学校や関係機関、関係団体等と連携し、よりよい共生社会の実現に向け、オリンピック・パラリンピックを生かした取組を進めてまいりたいと考えております。

#### ◎質問②

子ども達のスポーツ交流について、わが党の代表質問でのご答弁で「パラスポーツやってみるキャラバンを開催し」「2020年の東京大会までに市内全小学校で体験講座を実施することを目指して」とありました。先日、開催されたパラムーブメントシンポジウムでは、スポーツ特別賞を受賞された成田選手(水泳)、山口選手(車いすバスケット)や日本パラリンピックの中森事務局長らと市長と一緒に討論されました。その中で、「一般校に通う障がい児は、パラスポーツの体験ができない」とし、競技用車いすのレンタルやパラスポーツの用具を備えた推進校の取り組みへの提言がありました。パラスポーツの体験会等の情報発信や提言を受けての今後の取り組みを伺います。

あわせて、市内で開催するスポーツ大会やパラスポーツ大会の運営を補佐するボランティア等として、中学や高校の部活動などの単位で参加経験する事も重要と考えます。今後の取り組みを伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、学校におけるパラスポーツの取組につきましては、競技観戦や競技体験、パラアスリートに接する機会等の充実が効果的と考えております。

「かわさきパラムーブメント」の具体的な取組として、今年度から、市立小学校の児童や地域の寺子屋の参加者を対象に、パラスポーツの体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」が開催されております。子どもたちは、車椅子バスケットボールやブラインドサッカーなどの競技

を実際に体験することで、障害のある状況を疑似体験し、また、障害の有無に関わらず、共にスポーツを楽しみながら自然な触れ合いをすることで、障害への理解を深める貴重な機会となっております。

次年度以降につきましては、より多くの児童生徒がパラスポーツへの理解を深めるため、関係局、関係団体と連携しながら、本市ゆかりのオリンピック・パラリンピアンとの交流や講演の開催等を検討してまいります。

次に、部活動生徒等の大会へのボランティア等の参加についてでございますが、現在の中・高校生は東京2020大会以降において、競技者として、また競技の運営を支える上での中核として活躍が期待され、スポーツボランティアの活動を経験することは、ボランティアマインドの醸成とボランティアの裾野の拡大に資するものと考えております。

部活動としての参加につきましては、どのような形での参加が可能であるのかを含め検討してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問（12月16日）民進みらい 露木議員 ■

### ◆ 「障害者差別解消法」の教職員への周知について

#### ◎質問①

障害のある児童生徒もない児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育の推進について伺います。まず、本年4月の障害者差別解消法の施行を受け、本市の学校が行うべき責務についてどのように学校現場へ周知を図ってきたのか具体的に伺います。

#### ◎答弁

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成28年4月の施行に向けて、教育委員会といたしましては、前年12月にリーフレット「一人ひとりを大切にす川崎市の支援教育」を作成し、本市の支援教育の考え方と合わせ、「障害者差別解消法」の背景、合理的配慮の提供や不当な差別の禁止について全ての市立学校教職員に周知を図ったところでございます。

続いて、本年2月から3月にかけて校長研修、教頭研修、特別支援教育コーディネーター連絡会議、特別支援学級担当者会、特別支援学校担当者会において、「障害者差別解消法」の周知と理解の促進に努めたところでございます。

また、「川崎市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び関連資料を全市立学校に配布したところでございます。

#### ◎質問②

学校では合理的配慮の提供が義務であると明記され、本市でも「差別解消に関する対応要領」と「差別解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」が配布されました。各学校へは啓発用リーフレット(これですが)、これも配布されたということです。しかし、これらの配布物は資料としての役割はあるものの、説明なしでは十分理解されにくいとの声もあり、更に全員配布ではありませんでした。各学校においてはこれらの資料を増刷し説明したところや、口頭で報告がなされたところなどがあつたとのこと。新たに施行された法律であり、障害者に対して合理的配慮を行うことが義務とされる重要なものです。学校によって教職員の理解に違いが生じないよう具体例の例示やパンフレットなどで全員に周知徹底を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

#### ◎答弁

本年4月の「障害者差別解消法」施行後、各学校におきましては指導主事や特別支援教育コー

ディネーターを講師として、リーフレット「一人ひとりを大切にする川崎市の支援教育」を活用した研修を実施するなど、「障害者差別解消法」の主旨や合理的配慮について教職員の理解促進を図っているところでございます。

今後とも教育委員会といたしましては、様々な会議や研修の機会をとらえ、全ての教職員を対象に継続して「障害者差別解消法」の理解啓発に努めてまいります。

### ◎質問③

また、学校での相談が難しくなった場合の相談機関の設置、合理的配慮についての具体的事例の見直し、事例集や実践例の作成が必要と考えますが、今後の取組を伺います。

### ◎答弁

学校においては、児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の提供に関わる意志表明を受けた際には、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等で構成される校内委員会の場で、合理的配慮の提供について組織的に検討しております。

合理的配慮の提供につきましては、児童生徒本人や保護者の意思を尊重し、学校として実施可能かどうかを勘案し、丁寧に合意形成を図っているところでございます。

このような体制を用いてもなお合意形成が困難な場合には、区・教育担当を窓口として、児童生徒本人及びその家族や学校からの相談に的確に対応することとしているところでございます。

また、事例集につきましては文部科学省の対応指針や国立特別支援教育総合研究所のデータベースを紹介し、活用を促すとともに、今後本市としての事例の収集にも努め、学校における相談の充実につなげたいと考えているところでございます。

## ■ 一般質問（12月19日）自民党 吉沢議員 ■

### ◆ 主権者教育について

#### ◎質問①

過日の海外視察で私は欧州班に参加致しました。ドイツ・スウェーデンでの視察は、様々な感銘を受け、有意義な意見交換もさせて頂き、正に「百聞は一見に如かず」でありましたが、その中で最も強く感じた事は、世界的な民主主義の危機と、深い学びによる主権者教育の重要性であります。ドイツでは国の機関が政治教育用の資料・コンテンツを客観的な立場でチェック、作成、提供しており、そのコンテンツは小学校から活用されています。また、スウェーデン・ヨーテボリ市高校の視察では政治教育担当の教職員や生徒会役員の生徒などと直接話す機会を得ました。主権者教育の例として

- ① 政党の議員や青年部を授業に招聘する
- ② 生徒同士の議論においては、例えば右の思想を持つ者に左の立場に立って考えさせ、またその逆も行う
- ③ メディアに対して冷静で批判的な目を養うため実際の事例を引用しながら一年間かけて勉強する

等、実物に触れ、客観的に物事を捉え、深く考える訓練を重ねる事により多面的で冷静で寛容な思考を醸成する、教育の本質に触れ、目から鱗が落ちる思いとともに、日本の危機を痛感致しました。法改正や来年の県費教職員の委譲に伴い本市の自由度も上がり、特色ある教育がより可能な環境になります。先ほども述べましたように実践的な主権者教育は必須であり本市の全ての子どもにその機会は与えられるべきであると考えますが、教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

本市では「主体的な社会参画の姿勢の育成」を目指し、各学校が実態に応じた多様な学習活動を通して主権者教育に取り組んでおり、様々な情報をもとにして自分の考えをもつことや、相手の立場を尊重して討論することなどは、社会参画の姿勢の育成において重要であると考えております。

また、本市では小・中・高を見通して、発達段階に応じて主権者教育に取り組んでおり、身近な問題や地域、社会の課題等を取り上げ、多面的・多角的に考察し、相手の立場を尊重しながら自らの考えを深める学習等を小学校段階から積み重ねることが、若者の政治参加につながると考えておりますので、今後も充実を図ってまいります。

## ■ 一般質問（12月19日）共産党 勝又議員 ■

### ◆ 通学路の安全対策について

#### ◎質問①

私たち議員団が行っている「市民アンケート」には多くの要望が寄せられています。中でも多く寄せられているのが、通学路の安全確保の問題です。10月28日には横浜市において、登校中の児童の列に軽トラックが突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負うという事故が発生したほか、11月2日には千葉県八街市において同様の事故により、4名が重軽傷を負う事故が発生しています。この川崎市でも事故が起きないとは限りません。通学路の安全対策を改めて強化する必要があります。

アンケートの回答には車がガードレールをまげてガードレールの無いところに突っ込んだ絵がかかれています。「11月17日午後3時ごろ、百合ヶ丘小学校の通学路に車が突っ込みました。子どもはいませんでした。車の左側がぺっしゃんこ。ガードレールのない箇所にガードレールを設

置してほしい」という要望が書かれていました。子どもがいたら深刻な事故になっていました。

先ほどの横浜市、八街市の事故を受け、国は11月28日「通学路の交通安全確保にむけた取り組みの更なる推進について」という通知を出しています。この通知の概要について、伺います。

またこの通知を受けて、市はどのような対応を行っているのか、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、国からの文書の概要についてでございますが、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携した上で、「緊急合同点検に基づく対策の着実な推進」、「通学路の交通安全対策の確保に向けた継続的な取組」などについて留意の上、通学路の安全確保に向けた取組の更なる推進を求めているものでございます。

次に、本市における対応についてでございますが、これまでも定期的な合同点検と対策を実施しておりますが、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく対策必要箇所につきましては、すべて対策を完了したことを確認しております。

なお、横浜市で発生した高齢者の運転による小学生死亡事故を受けまして、国の通知に先立ち、11月1日に市立学校に「交通安全教育の推進について」を通知し、通学路における危険箇所や大型車両の通行状況について再度確認し、点検を行うことを指示するとともに、今月2日の校長研修会においても改めて、交通安全指導の徹底を図ったところでございます。

#### ◎質 問②

すでに、通学路における交通安全の確保については、平成24年度の緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には、文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取り組みについての通知も出されています。緊急合同点検に基づく対策の実施後も、本市では、各地域において、定期的な合同点検の実施や対策の改善の取り組みを継続しているとのこととです。通学路の交通安全の確保に向けた取り組み状況について、伺います。

#### ◎答 弁

平成24年度の緊急合同点検実施以降も、毎年、学校へ通学路の改善要望の提出を依頼し、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する「通学路安全対策会議」において、各学校から提出のあった改善要望について、路面表示や電柱巻付表示、信号機、歩道、ガードレールの設置、カラー舗装、地域交通安全員の配置等の様々な対策を講じているところでございます。

#### ◎質 問③

平成24年度に実施した緊急合同点検実施に基づき、対策の必要な箇所については、すべて、対策を完了したとのこととで、24年以降も毎年改善要望について対策を講じているとのこととです。そこで25年以降の危険箇所の改善状況について伺います。対策未実施の箇所についての対応について、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、危険箇所の改善状況についてでございますが、平成27年度末時点では、安全対策が必要な188箇所のうち、91箇所について対策を完了したところでございます。

次に、未改善箇所の安全対策につきましては、改善が講じられるまでの間、警察官OBであるスクールガードリーダーによる指導のもと、PTAや地域の方々による見守り活動の御協力などもいただきながら、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

#### ◎質問④

アンケートに対する回答は具体的です。

百合ヶ丘2丁目のサンラフレ団地前の道路ですが「子どもの通学路ですが、スピードを緩めず曲がることが多いので、停止線と止まれを道路に記載してほしい。ミラーはあるがあまり見えない人が多い。」「横断歩道、一時停止の白線などが消えて、ハッキリ見えないところが多々見受けられ交通事故につながります。白線くらい点検してハッキリ書いてほしい」王禅寺西地区では「止まれ」「スクールゾーン」「停止線」「センターライン」等のライン類が消えているところが多くあります。「現状確認のうえ、改善願いたい」などの記載がありました。このように横断歩道をはじめ、いくつかのところで白線が消えている。こうした要望に対する対応について、伺います。

#### ◎答 弁

地域の方々からの御意見、御要望につきましては、PTAや町内会等を通じて、各学校の担当者が集約しており、学校は、通学路点検の結果とあわせて、安全対策の手法を検討した後、「通学路安全対策会議」に改善要望として提出しているところでございます。

各学校から提出された改善要望箇所につきましては、各区に設置した「通学路安全対策会議区部会」において、現地調査を行い、順次、安全対策を講じているところでございます。

### ■ 一般質問（12月19日） 民進みらい 松井議員 ■

#### ◆ 可搬媒体の紛失による被害について

##### ◎質問①

今回の可搬媒体の紛失による被害が発生しているかどうか、教育次長に伺います。

##### ◎答 弁

市立の特別支援学校から報告があった今月6日に、区・教育担当が学校に対し、紛失した情報について調査を行ったところでございます。その内容に基づき、翌日から総合教育センター・情報視聴覚センターにおいて、インターネット上への流出の有無を確認する「ネットパトロール」を実施しておりますが、現時点で流出の事実は確認しておりません。

なお、可搬媒体は盗難にあった可能性もございますので、すでに警察に被害届を提出し、受理されたところでございます。

##### ◎質問②

情報セキュリティ事故対応要領では、情報セキュリティ事故として認知した場合には、速やかに情報セキュリティ事故発生報告書により所属の情報セキュリティ責任者に報告する必要があると規定されています。教員が紛失に気づいてから校長に報告されるまで4日、その後教育委員会に報告されるまでさらに3日かかっています。結局、職員が紛失に気づいてから情報セキュリティ責任者に報告されるまで1週間も経過しています。この対応が「速やか」であったと考えているのか、教育次長に伺いたい。

また、情報セキュリティ責任者に報告されるまでに、このように時間がかかった理由について伺います。

##### ◎答 弁

はじめに、当該教員が、紛失に気付いた先月29日から、校長が教育委員会へ報告を行った今月6日までには、一週間が経過しておりますことから、速やかに報告がなされなかったものと認識しております。

次に、教育委員会への報告に時間を要した理由についてでございますが、管理職への報告後、状況から考えて校外への持ち出しが確認できないことから、校内において発見できることを想定し、校内を十分に探索するよう校長が指示をしていたため時間を要したことによるものでございます。

### ◎質問③

教育委員会、特に学校現場における可搬媒体の取扱いについて、規則等が定められているか、教育次長に伺います。

また、定められている場合は、可搬媒体を使用するにあたっての必要な機能や使用、保管等、どのように取り扱うと定められているのか伺います。

また、今回の取扱いについては、規則等に照らし合わせて、正しい取扱いであったといえるのか伺います。

### ◎答 弁

市立学校におきましては、「川崎市学校情報セキュリティ対策基準」に基づき、可搬媒体の管理、運用を行っているところでございます。

児童生徒の個人情報につきましては、原則的には、校務用パソコン上で作業しデータを専用のサーバに保存することとなっておりますが、校内で個人情報を取り扱う場合には、一時的に可搬媒体に保存することが認められております。しかしながら、当該教員は、作業後、その規定に反し可搬媒体に保存した個人情報を速やかに削除せず、保存したまま作業を行っていたことを確認しております。

また基準では、作業中の可搬媒体につきましては、鍵のかかる保管庫で保管することとなっておりますが、当該教員は、施錠をしない個人の机の引き出しに保管していた状況がございました。

以上の2点において不適切な取扱いであったと認識しております。

### ◎質問④

紛失するリスクが高い可搬媒体に個人情報を含むデータを保存し、さらに施錠がされていない机の引き出しに保管したのか、その理由を教育次長に伺います。

また、普段からそのような運用をしているのか伺います。

### ◎答 弁

当該教員は、個人情報を校内のみで使用することを目的として可搬媒体に記録していたものでございますが、個人情報を校内で取り扱う管理、運用の規定に反して、保管庫に戻すべき情報を日常的に個人の机の引き出しにしまうという不適切な保管を行っていたことを確認しております。

他の職員に関しましては、一部の職員が基準に従わず作業を行ってりましたが、速やかに改善を図ったところでございます。

### ◎質問⑤

可搬媒体の使用、保管については不適切な利用であったとのこと。また、一部の職員も基準に従わずに作業が行われたこと。いくら取扱いが定められていても、それを守らなければ意味がありません。このようなことから、セキュリティリテラシーを向上させるとともに、リスクがあるということを一一人ひとりが認識する必要があります。そこで、昨年も教員が個人情報の保管されている可搬媒体を紛失した事故が発生しています。その時の教訓をどのように教員・職員に周知・展開したのか、情報セキュリティ責任者である教育長に伺います。

また、今後このような事故を二度と起こさないために、どのような対策を講じるのか、その決意を伺います。

**◎答 弁（教育長）**

昨年の可搬媒体の紛失事案の発生後、各学校に対して可搬媒体の取扱いに関する通知文書を出し、データの保管、廃棄、および可搬媒体の持ち出し等の管理方法について周知・徹底をしたところでございます。

しかしながら、個人情報の管理が徹底されず、このような事案が発生し、市民のみなさまの信頼を失うこととなりましたことを大変申し訳なく思っております。

現在、本事案を受けて改めて各学校における個人情報の管理体制の点検・見直しを行うとともに、各学校の状況を確認のうえ、課題が見られた場合には、速やかに改善を図るよう既に指示を出し、取り組んでいるところでございます。今後につきましては、教職員に対して、個人情報保護に関する自己点検を年内に実施し、再発防止に向けてさらなる学校の情報管理体制の強化と教職員のセキュリティ意識の向上に努めてまいります。

**■ 一般質問（12月19日）共産党 石田議員 ■**

**◆ 通学路について**

**◎質 問**

府中街道は狭隘のため、通学路の安全対策を求める声が多数寄せられてきました。教育次長に歩道橋と府中街道の通学路について見解と対応を伺います。

**◎答 弁**

将来を担う子どもたちが安全に通学できることは、保護者の皆様はもとより、地域の方々にとっても共通の願いであると理解しております。

通学路の安全対策につきましては、「通学路安全対策会議」及び各区に設置した部会において、学校から提出された改善要望箇所について検討し、対策を講じているところでございます。

**■ 一般質問（12月19日）自民党 矢沢議員 ■**

**◆ 地産地消について**

**◎質 問①**

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、子供たちに地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることから、食育基本法、学校給食法等において、学校給食における地域の農林水産物の利用促進について規定がされています。国が目標値を掲げている「学校給食における地場産物の利用率」に関して、全国平均、神奈川県及び県下政令市を比較した図がこちらです。全国平均では平成27年度26.9%を平成32年までに30%に、神奈川県においては国の目標値に準じた目標を掲げていますが、県下政令市では、相模原市を除き、現状は目標値を定めておりません。本指標に対して、本市が目標値を掲げない理由を伺います。

**◎答 弁**

学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食事内容の充実を図ることを目的として、国が毎年実施している学校給食栄養報告において、学校給食の地場産物の利用率として用いられている数値は、食材の品目数のうち、地場産物の品目数の割合を示したものでございます。

学校給食で使用している食材につきましては、米や肉のように使用する分量がかなり多いものがある一方で、塩やコショウなどの調味料のように使用する分量がわずかな品目があることから、品目の数をベースとした指標では、実際の使用量の把握が困難であると考え、これまで本市においては、指標として掲げてこなかったところでございます。

#### ◎質問②

市内生産物を活用した自校献立が組めた学校について、区毎の学校数と傾向を伺います。

#### ◎答 弁

平成27年度に、市内産農産物を活用した自校献立を実施した学校数につきましては、校内で収穫した野菜の使用も含め、幸区2校、中原区5校、高津区8校、宮前区9校、多摩区7校、麻生区10校の合わせて6区41校でございました。

また、市内産農産物の活用の傾向といたしましては、地域に生産者がいらっしゃる中・北部では、自校献立として購入することが比較的容易であることから、市内産農産物を活用できる学校が多く、生産者が少ない南部では、市内産農産物を購入することが難しいため、活用が少ない傾向にあるものと考えております。

自校献立につきましては、地域の特性や地場産物を生かすというねらいもあることから、引き続き、各学校において、市内産農産物を積極的に活用していきたいと考えております。

#### ◎質問③

来年からいよいよ中学校完全給食がスタートします。この機会も踏まえて、第4期食育推進計画策定にあたっては、今まで無かった「学校給食への市内産農産物の使用に関する目標」を掲げる必要があると考えます。学校給食において、地場産、特に市内産を優先的に活用することの意義と、目標設定に対する見解を教育長に伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

子どもたちが、長い生涯を健康的に生きていく力を育むうえで、食育はその基盤を成すものと考えております。

中学校完全給食の導入を機として、生徒が地域で生産された食材を口にすることで、地域に関する理解を深め、生産者等に感謝する気持ちを育むことは、食育の取組として大変意義深いものと考えております。

これまで、市内産農産物を給食の献立として使用するためには、供給量や配送方法等の課題があることから、なかなか統一献立として使用が進まなかったところでございましたが、関係局及び、JAセレス川崎との協議のなかで、解決に向けた取組が進んでいると伺っているところでございます。

こうしたことから、現在策定作業中の第4期川崎市食育推進計画におきましては、市内産農産物を中学校給食の統一献立で使用するなど、地産地消の取組をさらに進めていく旨を記載するよう、関係局と調整してまいります。

### ■ 一般質問（12月19日）共産党 大庭議員 ■

#### ◆ 中学校夜間学級について

#### ◎質問①

西中原中学校夜間学級の重要性などについて、2011年3月議会、2013年12月議会で取り上げてきました。過去5年間の在籍者数、外国籍者数、また、2014年度から市内在勤者の入学が

可能となりましたが、その人数について伺います。

2016年度の現在の教職員の体制について、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、過去5年間の生徒の在籍者数及び外国籍者数に関する状況についてでございますが、在籍者数は、平成24年度16名、25年度15名、26年度22名、27年度25名、28年度28名となっております。

そのうち外国籍者数は、平成24年度13名、25年度13名、26年度20名、27年度22名、28年度25名となっております。

また、市内在勤者の方は、受入れを開始した平成26年度は2名、27年度3名、28年度は3名の方が入学されています。

次に、現在の指導体制についてでございますが、5名の専任教員と養護教諭がおり、昼間部の教員5名の応援を含め、全教科の授業を実施しております。

#### ◎質 問②

職員体制についてですが、2016年度の外国籍の方は6か国、25名が在籍しています。5年前より生徒は、12名増えているのに、日本語指導等協力者は、一人少ない3名です。日本語指導等協力者は、日本の生活習慣もあわせて教えているなど、協力者を増やし充実することが求められると思いますが、伺います。

#### ◎答 弁

本市では、小学校・中学校・特別支援学校において、日本語の理解が十分でなく、日本語で学校生活を送ることへの不安をもっている児童生徒に対し、児童生徒の母語を話すことのできる日本語指導等協力者を各学校に派遣して、初期の日本語指導を行っております。

西中原中学校夜間学級につきましても、日本語指導を必要とする生徒に対して、協力者を派遣して、母語を通しての日本語指導を実施しております。本年度も、英語や中国語を話すことのできる3名の協力者が指導に当たっております。協力者の人数や指導時間等につきましては、生徒の人数、日本語習得の状況等に依りて、対応しているところでございます。

#### ◎質 問③

インターネットや広報を見るなどして、6名の方が面談に来られたとのことですが、年代や学び直しを希望する方々の主な動機や特徴などについて、伺います。

#### ◎答 弁

既卒者で問い合わせをされた方々の年代につきましては、20代2名、30代1名、50代2名、60代1名でございます。

その方々の入学を希望する動機などにつきましては、中学生の時に不登校であったため、学び直しや再度中学校生活の思い出を作りたい、海外生活が長かったため、日本語を勉強したいなど様々でございます。また、問い合わせをされた方の中には、中学校卒業後、高校や大学に進学し、卒業された方もいらっしゃいます。

#### ◎質 問④

面談に来られた方も含めて過去5年間では、今まで長期不登校者の入学者、また卒業者はいないということです。既卒者の学び直しについては、何よりも長期不登校だった当事者の意見をよく聞いて、対応することが大事だと思います。既卒者の学び直しが、不登校であった児童や生徒

に対して学校復帰の受け皿、前提になっていくことに心配があります。今後の夜間学級の在り方について、改めて見解を伺います。:

#### ◎答 弁

本市では、中学校の就学義務年齢を超えた者で、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的として、夜間学級を設置しております。

今後も、義務教育未修了者や既卒者で、改めて学校で学び直すことを希望する方々のニーズにこたえながら、教育の機会が確保されるよう、努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 市立高等学校定時制課程の入学時納入金について

##### ◎質 問①

2014年の12月議会で5校ある市立高校定時制の入学時の納入金についてとりあげました。入学時の納入金は、各高校によって収める額は違いますが、6万円から8万円を超える金額を納めるもので、負担軽減をすべきではないかと質問しました。教育長は、「各学校は、各家庭の経済状況に応じて納入期間を延長するなど柔軟に対応している」との答弁でした。毎年、数名は、入学時に納入できない生徒がいると伺いましたが、その対応について伺います。

#### ◎答 弁

入学時納入金につきましては、生徒が定時制教育を受けるために必要な経費のうち、入学時に納めていただくことが望ましいと各学校において判断したものについて、納入をお願いしているところでございます。

しかしながら、入学時に全額あるいは一部の金額を納入できないと申し出があった場合には、学校が家庭の実情に応じて、納入時期や納入方法などについて保護者との相談に応じているところでございます。

##### ◎質 問②

教育長は「今後も入学時の納入については可能な限り負担軽減に努めることが望ましい」との答弁でしたが、2016年度の入学時の納入金は、2年前よりも、給食費が増えた学校もありますが、その理由を伺います。

市立高校定時制に給食の制度があることについて、今日的意義について、お伺いします。

#### ◎答 弁

市立高等学校定時制課程における夜間給食費につきましては、1食単価を市が設定し、その徴収につきましては、各学校において、時期及び回数を設定しているところでございます。

今年度における入学時納入金の夜間給食費の金額が、平成26年度と比較して高くなった学校があった理由といたしましては、当初の徴収金額を低く見積ったことから不足が生じたため、翌年度から入学時に納入する夜間給食費の割合の見直しを行ったものでございます。

また、市立高等学校定時制課程における夜間給食につきましては、生徒の健康の保持増進に資するとともに、夜間給食を通じて学校における食育の推進を図る観点から、食事内容についても配慮して、実施しているところでございます。

##### ◎質 問③

軽減策については、各学校に対応を任せるというのではなく、5校の定時制で一律金額となっ

ている、給食費の自己負担を減らすべきと思います。給食費は、2006年度に大幅な値上げとなり、さらに2014年度も上がりました。現在1食200円と2倍以上となっています。給食費が引き上げた給食費の自己負担額をもとにもどすなど、負担を減らしていくべきと思いますが、見解を伺います。

#### ◎答 弁

市立高等学校定時制課程の夜間給食につきましては、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」等に基づき、現在、民間事業者による弁当方式で、希望する生徒に対し、文部科学省摂取基準に基づく弁当と牛乳による完全給食として提供しております。

経費の負担の根拠といたしましては、同法第5条及び同法施行令第1条により、「職員の給与等 人件費」と「施設及び設備の修繕費」は学校の設置者である市の負担、「その他の食材費等」は生徒が負担するものとなっております。

また、経費の軽減の根拠といたしましては、昭和32年4月の文部省通知において、「学校の設置者は、これら生徒の経済事情を考慮し、生徒の負担する経費はできる限り、軽減されるよう留意して措置するよう指導されたい。」とされておりますので、平成22年度に県の補助金が廃止になった際には、全額生徒に転嫁することなく、一部負担を軽減してまいりました。

平成26年度には、より多くの生徒に夜間給食を喫食してもらうため、実施したアンケートの結果から、ニーズが多かった汁物を含めた温かい夜間給食を提供するなど、質の向上にも努めてまいりました。

現在、本市におきましては、受益者負担と公費負担の適正化を図り、牛乳代を含んだ1食の単価436円のうち、生徒の負担額を200円、市の負担額を236円としているところでございます。

夜間給食費の生徒負担額の軽減につきましては、受益者負担の適正化の観点から難しいものと考えておりますが、引き続き生徒のニーズに応じた夜間給食を提供できるよう努めてまいります。

### ■ 一般質問（12月19日）無所属 添田議員 ■

#### ◆ 不登校への対応について

##### ◎質問①

先般の質問の中でも議論になりましたが、不登校対策に関してです。本市では、不登校とされる生徒数は中学校では減少傾向にあるものの、約1000人がその状態にあります。一方、小学校では不登校生徒が増加傾向にあり、26年度を例にとれば、ここ数年で最も多い数となり、約270名がそうした状態にあります。ただ、学校現場の方々の頑張りにより、登校できるようになった児童生徒数もここ数年では最も多くなっていることも聞いております。児童生徒が不登校になる要因として、最も高いものが本人の心理的要因ではありますが、対人関係、とりわけ、いじめを原因として、不登校になる子どもも少なからず、存在します。これまた、26年度の数字ですが、小学校におけるいじめの認知件数は619件で、前年度の453件から約36.6%増加、中学校における認知件数は185件で、前年度の167件から約10.8%増加と聞いております。そこで、不登校の原因がいじめである場合、被害生徒やその保護者へのフォローはどうしているのか、逆にその加害生徒やその保護者への指導はどのように行っているのか伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、学校が不登校の要因等として、いじめを認知した場合には、速やかに学級担任や学年教職員などでチームをつくり、事実関係を把握し、保護者も交えて迅速な情報共有を行い、被害児童生徒への支援体制を整え、区・教育担当をはじめとする関係機関等と連携を図りながら、

組織的にいじめの解消と登校支援を行っているところでございます。

具体的には、学校が家庭と連絡を密に取り合い、被害児童生徒の心のケアや学習支援、クラス内での複数教職員による見守り体制づくりなどを行っております。

さらに、スクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者に寄り添いながら、その心情を十分にくみ取るとともに、区・教育担当が学校の支援体制のフォローを行いながら、教育相談センターからスクールカウンセラーを派遣する等、関係機関も活用し、段階的に登校再開へ向けて取り組んでおります。

次に、加害児童生徒への指導につきましては、事実関係、いじめに至った要因や背景を踏まえ、被害者の気持ちになって改めて自分のとった行動を振り返り、謝罪を述べるができるよう支援するとともに、同じことをくり返さないよう、指導を行っております。

加害児童生徒の保護者に対しましては、確認できた事実関係や学校の指導方針をお伝えし、家庭とも連携しながら、いじめの再発防止に向けてご理解、ご協力をお願いしております。その際、学校は、区・教育担当と連携しながら、保護者に対しても必要な働きかけを行っております。

## ◎質問②

来年2月で、あの痛ましい中学生殺傷事件から2年になります。被害者は勿論、その親御さんの心痛いかばかりかと思えます。一方で、加害少年らについてですが、彼らのおかれた家庭環境や地域における立場もまた、厳しいものがあったということも周知のとおりです。彼らもまた、家にも地域にも、そして、学校にも居場所がなく、結局は夜の街が彼らの居場所となっていた事実も無視できません。その際は、本市としては学校や家庭のみならず、地域や警察等との連携、まさに社会における子どもを取り巻く環境を整備していくことが重要であることは、論を待ちません。よって、あのような悲劇を繰り返さないためにも、そうした境遇の子どもたちの居場所作りもまた、重要であると考えます。そこで、不登校生徒の中でも既にいわゆる問題行動に走ってしまった子どもの居場所確保について伺います。

## ◎答弁

各学校におきましては、すべての児童生徒にとって、学校が安心・安全で居心地の良い居場所となるよう努めているところでございます。

不登校の要因、背景は、学習面への不安や家庭を取り巻く環境に起因する場合等、様々でありますので、それぞれの生徒の状況に応じた対応を、学校が家庭と連携し、行っているところでございます。

なお、問題行動をくり返す不登校の生徒に対しては、学校が、夜間も含め放課後の時間等に登校させることにより、生徒の心情に寄り添ったり悩みを聞いたりすることで、信頼関係を築くよう努めているところでございます。

さらに、各学校は、日ごろから、児童相談所や少年相談保護センター等の関係機関とも連携を図りながら、生徒の立ち直り支援を行うことで、生徒とのつながりを深めるよう努めております。

## ◎質問③

不登校になった子供たちの重要な受け皿として、いわゆる、フリースクールがその大切な担い手になっています。実際に、フリースクールに通う子どもであっても、学校の判断により、出席扱いとすることが認められております。出席扱いとされた際はフリースクールに通う子供に対して、通学定期の扱いと同様に、実習用通学定期の使用も認められています。文科省もまた、「不登校は特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく「誰にでもおこりうる」「登校への促しは状況を悪化させてしまう場合もある」と指摘し、さらに、「登校への働きかけについては、それを短絡的にとらえ、画一的に「する」とか「しない」といったような対応をすべ

きではない。状況への配慮のない強引な登校への促しや機械的な働きかけにより、児童生徒やその保護者を追い詰めるようなことがあってはならない」といっております。つまり、今の時代、フリースクールという存在は現代を生きる子供にとって、なくてはならないものであることが国も含め、国民市民が認めていると思います。そこで、フリースクールに対する、本市の現状での対応、今後の支援のあり方について伺います。

**◎答 弁**

不登校の要因や背景は様々であり、それぞれの児童生徒の状況に応じた学びの場の確保は重要であると考えております。教育委員会といたしましては、不登校に関わるそれぞれの機関の特長を活かしながら、児童生徒の様々なニーズに応えるために、市内にある「認定NPO法人教育活動総合サポートセンター」並びに「フリースペースえん」と定期的に会議を開く等、連携を進めているところでございます。

また、フリースクール等の施設に通い、一定の要件を満たす場合には、施設においての活動日数を指導要録上の出席扱いとしており、保護者の承諾のもと、定期的に活動状況及び出席状況を各学校が報告を受けるなどの連携を図っているところでございます。

今後も、個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育の機会が確保できるよう、各種会議や研修等を通して、学校及び関係諸機関に、フリースクール等の活動について周知し、より一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

◆ **部活動サポート奨励金について**

◎ **質問①**

補助の金額、その対象の根拠、考え方について伺います。

◎ **答 弁**

はじめに、川崎市立学校部活動サポート奨励金は、学校教育活動の一環として行われる部活動において、関東大会及び全国大会に参加する生徒及び引率指導者の費用負担の軽減を図り、川崎市立学校における部活動並びに本市におけるスポーツ及び文化活動の振興に寄与することを目的として、参加者の旅費及び宿泊費を補助するものでございます。

次に、奨励金の額でございますが、旅費につきましては、学校の所在地から大会開催場所までの経路及び現地での移動にかかる交通費を交付しており、また、宿泊費につきましては、1人1泊につき6,000円を上限とし、その金額を交付することとしております。

次に、奨励金の交付対象者につきましては、各種大会の実施要項の規定により、参加を認められた登録者に対し交付するものとしております。

◎ **質問②**

近年の補助実績（特別支援学校も含む）について伺います。

◎ **答 弁**

過去3カ年の実績といたしましては、平成25年度の交付対象者は、563名、奨励金交付額は、917万9,750円でございます。

平成26年度は、692名、1,096万6,200円

平成27年度は、729名、1,820万2,850円でございます。

◎ **質問③**

各種スポーツ団体からの関東・全国大会出場に対する支援について伺います。

◎ **答 弁**

市立中学校・高等学校の運動部に所属する生徒が、スポーツ団体の支援を受けて、関東大会及び全国大会に参加した実績はございません。

◎ **質問④**

登録メンバー以外の派遣状況について及び、登録メンバー以外（部員）への補助対象拡大について伺います。

◎ **答 弁**

大会参加を認められた登録者以外の生徒が同行する場合につきましては、応援で参加のケースのほか、個人競技に派遣する選手のサポート役や練習相手として参加するケースが考えられます。

なお、登録者以外への補助対象の拡大につきましては、本奨励金は、本市代表として関東大会及び全国大会に出場する生徒を対象にしておりますことから、大会参加を認められた登録者以外の生徒に対する奨励金の交付は難しいものと考えておりますので、今後、他都市の動向を注視してまいります。

### ◎質問⑤

関東・全国大会に出場する対象への奨励金以外の本市の現状について伺います。

### ◎答 弁

市立高等学校の部活動が、関東大会及び全国大会に出場が決定した場合は、各学校において部活動を実施する上で、必要となる消耗品などを購入する費用を増額して支給しているところがございます。

## ■ 一般質問（12月20日）公明党 山田議員 ■

### ◆ 図書館カウンターについて

#### ◎質問①

始めに図書館カウンターについて伺います。多くの図書ニーズに応えるため駅周辺の施設に図書館カウンターを設置している世田谷区の事例を紹介し、本市においても市民が多く利用される施設へ図書館カウンターの設置を提案してきました。具体的には、ご要望をいただいた鷺沼駅前の商業施設をはじめ、現在返却本サービスを行っている鷺沼や登戸、川崎の行政サービスコーナーや高津市民館などを例に提言をしてきました。これまでの検討状況を伺います。

#### ◎答 弁

市立図書館では、図書館ホームページから図書資料の予約を可能にしたり、図書館施設以外に返却ポストを設置するなど、市民サービスの向上に努めてまいりました。

図書館施設以外での予約本の受取や返却を可能とする図書館カウンターの設置につきましては、市民の皆様方の利便性の向上を図る取組として、重要なことと認識しておりますので、現在、他都市における取組状況なども踏まえ、関係局とも連携しながら、検討を進めているところでございます。

#### ◎質問②

特に、図書館利用ニーズの多い本市北部の地域の中でも駅から離れた図書館をもつ宮前区や高津区への対応が急務です。改めて教育長の見解と対応を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

本市では、年間650万冊を超える図書資料の貸出を行うなど、多くの市民の皆様方に、市立図書館を御利用いただいております。図書館施設以外での予約本の受取や返却の機能を確保することは、市民の皆様方の利便性の向上が図られ、市立図書館の更なる利用促進につながるものと考えております。

図書館カウンターの設置にあたりましては、利便性に配慮するなど、市民ニーズや駅周辺整備の状況等を勘案し、市民の皆様が御利用しやすい環境となるよう、かわさき教育プラン第2期実施計画の策定等にあわせて、関係局とも連携しながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

### ◆ 「ミニたまゆり」について

#### ◎質問①

田園調布学園大学では、地域の子どもたちを対象にキャリア教育イベント「ミニたまゆり」を開催しています。

私は、平成20年当初、大学の先生から、ミニたまゆりの選挙で選ばれた子どものまちの市長さんが「市長の仕事とは何か、実際に川崎市長さんにお会いして聞いてみたい」とのリクエストを

いただき、当時の阿部市長に子どもたちとの対談やイベント参加にご協力をいただきました。以来、毎年市長さんをはじめ教育長等多くの皆さんにも参加をいただいておりますが、これまでの取組を伺います。

また、本年は新たな取組みとして子ども会議での意見が市議会に反映できるよう真剣に議論を重ねております。このような姿を通し、子ども達の意見が活かされるようになれば、より政治が身近に感じられるようになり主権者教育にも繋がると考えます。教育長の見解と対応を伺います

#### ◎答 弁（教育長）

はじめに、これまでの取組についてでございますが、私自身も参加をさせていただいた経験がございますが、「ミニたまゆり」では、子ども市長の皆さんと、川崎市長をはじめ、麻生区長や麻生警察署長などといった公的機関の関係者との対談という形で、様々な質問や意見などを伺う機会があり、子ども市長の皆さんと貴重な時間を過ごしたところでございます。

また、教育委員会といたしましては、市政だより等による広報や、チラシ等の市公共施設への配布を行うことにより、事業実施に協力してきたところでございます。

次に、子どもたちからの意見についてでございますが、「ミニたまゆり」での活動は、参加した子どもたちに、「職業感の育成」や「社会の仕組みの理解」などを促すことに繋がっておりますことから、子どもたちの意見を形成する過程において、こうした活動の場を「学びの場」として活用することは、大変有意義なことであると考えており、引き続き、関係局等と連携しながら、必要な支援をしてまいりたいと存じます。

#### ◎質 問②

田園調布学園大学は、本年8月神奈川県に対し「神奈川子ども合衆国を実現するための制度構築」構想の政策提案を行い、採択されました。この政策は、県内の横浜市や相模原市等に存在する複数の子どもの町と連携し、まだ子どもの町が開催されていない地域に新たな町を開催する支援を行うものです。そこで、本市においても子どもの町づくりの拡充に向けた取り組みが必要と考えます。これまで度々ミニたまゆりを訪れておられる市長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（市長）

田園調布学園大学において開催されております「ミニたまゆり」につきましては、これまでに2回参加させていただいたところでございます。

「ミニたまゆり」につきましては、大学の学生や教職員をはじめ、地域の協力者、協力団体などの御尽力により、年々、規模が大きくなっていると伺っており、子どもたちが、町づくりの体験を通して、社会の仕組みを学べる貴重な場として、地域に定着した素晴らしい取組の一つであると感じているところでございますので、こうした取組が、市内において、展開されることを期待しております。

#### ◆ 旧西部公園事務所の活用について

##### ◎質 問

この地は橘樹郡衙・官衙をはじめ史跡等が豊富にあり、こうした地域資源の活用と発信については大変に重要と考えます。特に国指定史跡となった橘樹官衙遺跡群等のガイダンス機能としての旧西部公園事務所の活用について教育長の見解と取組を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

教育委員会では、国指定史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする周辺の貴重な文化財を有効に活用するため、橘樹官衙遺跡群をわかりやすく解説したリーフレットや周辺の文化財も含めた案内マ

ップを作成して配布するとともに、橘樹官衙遺跡群や周辺の史跡等を歩いてまわる史跡めぐりツアーを実施するなど、地域の魅力を市内外に広く発信しているところがございます。

現在、国指定史跡橘樹官衙遺跡群を適切に保存管理し活用していくための保存活用計画につきまして、学識者等による調査整備委員会を設置して、検討を進めており、橘樹官衙遺跡群を中心とする周辺の文化財を含めた展示等のガイダンス施設のあり方につきましても、保存活用計画で検討する予定でございます。具体的な内容につきましては平成 29 年度に策定予定の保存活用計画を受けて、関係局区とも検討してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問（12月20日）共産党 井口議員 ■

### ◆ 教育施設の整備について

#### ◎質問①

まず、エレベーターの整備についてです。いただいた資料によると小学校は63・7%、中学校は75%で設置されています。私は5年前にエレベーターを必要とする児童が在籍し、親御さんから切実な声が上がっていた下布田小学校を例にあげ、設置を急ぐべきと求めましたが、当の下布田小学校はいまだに設置されず、そのお子さんももうとっくに卒業してしまいました。そのときの答弁では「エレベーターを必要とする児童生徒が在籍する学校に優先的に整備する」ということでしたが、それはいまもかわらないのか、うかがいます。現在、設置要望が上がっている学校は何校あるのかうかがいます。

#### ◎答弁

はじめに、エレベータの整備につきましては、これまで改築等に伴い整備するほか、「エレベータ等整備事業」により、先ずは各学校に1基ずつの設置を進めているところでございます。設置校の選定にあたりましては、児童生徒の障害の状況や、学校施設の状況等を勘案し、優先度の高い学校から選定しているところでございます。

次に、エレベータの設置を希望する学校数につきましては、すでにエレベータが設置されている学校も含め、52校から設置要望が挙げられております。

#### ◎質問②

52校から要望があがっているとのこと。そのなかにはすでについているが、校舎が分かれていて、1つでは移動が難しいという学校もあるとのことですが、5年前の質問の時には、15校だという答弁だったので、おどろきました。それほどエレベーターというのは学校施設にとってスタンダードな施設だということです。私が質問した5年前は一年間に3基とか5基しかつけてもらえなかったわけですが、長期保全計画にもエレベーター設置が含まれているので、もう少し進んでいるようです。トータルで今年度エレベーターが設置される学校数と、来年度に向けて、今年度設計を行っている学校数をうかがいます。それにより未設置校は何校になるのかうかがいます。

ご答弁によれば、エレベーターをどこに設置するか検討する際、児童生徒の障がいの状況を見て判断するということがかわっていません。これでは間に合わないんだということも5年前も指摘してきました。この4月からは障害者差別解消法により、本市においても合理的配慮を行う義務が課せられています。障がいのある児童生徒が入学してきてから、2年も3年もかかって整備することはまさに合理的配慮に欠けます。公共施設のバリアフリーはもう当然のことであり、学校も例外ではありません。差別解消法の本質にのっとり、この数年で未設置校を解消する計画を立てるべきですが、うかがいます。

### ◎答 弁

本年度は、9校のエレベータ設置が完了する予定でございます。

あわせて、他の9校の実施設計を行っており、翌年度に工事が完了いたしますと、平成29年度末における未設置校は、小学校37校、中学校8校となる見込でございます。

エレベータについては、学校に標準的な設備であると認識しておりますので、エレベータの全校設置に向け、順次、整備を進めてまいります。

### ◎質 問③

次に、中学校における給食配膳室の整備についてうかがいます。いよいよ中学校給食の施設整備が始まり、各学校では、センターから食材を受け入れる配膳室をどうするかという検討が具体的に なっています。私は地元の多摩区の学校をいくつか拝見させていただきましたが、多摩区は学校全体をゆったり作っているところも多く、ランチサービスの配膳室を少し広げれば利用できるということもありましたが、全市的にはそんなにうまくいくところばかりではありません。まず、新たに配膳室を増築する学校があるとのことですが、その学校名と、増築すると判断した理由もうかがいます。既存のスペースを使う学校について、ランチサービスの配膳室だけではどこも足りないはずですが、配膳室として必要な面積はどのように考えているのか、うかがいます。

### ◎答 弁

学校給食センターより給食の配送を受ける中学校において、配膳室を増築する学校は、臨港中学校、渡田中学校、日吉中学校、玉川中学校、菅生中学校、稲田中学校、菅中学校、生田中学校、及び麻生中学校の9校でございます。

また、増築の理由でございますが、これらの9校につきましては、いずれも既存の配膳室が狭隘であり、かつ、校舎内に配膳室への転用可能なスペースが確保できなかったことから、増築するものでございます。

配膳室につきましては、各学校の対象食数に応じた配膳スペース、配膳動線、各学校の施設状況等を考慮し、各学校と調整しながら決定しているところでございますので、その面積につきましては、各学校の状況に応じたものとなっているところでございます。

### ◎質 問④

私が話をうかがったある学校は、整備される予定の配膳室は狭くて子どもたちが出入りできないため、ピロティが広いので、子どもたちがとりに来る時間だけそこに台を出して、出し入れをスムーズにする予定だとのことでした。また、ある学校は、配膳室の前の廊下が狭く、3学年が配膳室からどっと階段に行く混雑を避けるために、4階の1年生はすぐ横のエレベーターを使わせるように工夫をすることでした。どの学校も先生方からうかがった印象は、とにかく安全にすべての食材を教室に運ぶためにどうすればいいか、一生懸命知恵を絞っておられる、ということです。配膳室に来る生徒と食材を持って教室に帰る生徒を一方通行になるようにするとか、校門の段差で車が揺れないよう直したなど、学校中を見回して、全職員がとにかくスムーズに安全に給食に取り組みめるよう、考えておられることをひしひしと感じました。そうした現場の努力を全力で支えるべきだと思います。学校によって施設や設備の整備の要望はまったくちがいます。それは、教室の配置や生徒の動線をつかんでいる現場だからこそわかることです。配膳室の場所、配膳台の大きさや台数など、予算で押さえつけることなく、要望にこたえるべきですがうかがいます。また、関連して、配膳員の配置人数も、そうした各学校の実情に応じて柔軟にするべきですが、うかがいます。

### ◎答 弁

配膳室の整備につきましては、配送校48校のうち、工事予定のない川崎高等学校附属中学校を除き、今年度末までに38校の工事が完了し、来年度には残り9校の工事が完了する予定でございます。その配置場所等につきましては、この間、全中学校とのヒアリングを重ね、各学校の状況を把握した上で、決定してきたところでございます。

また、給食用の配膳台の規格や台数、配膳員の配置につきましても、各学校においてヒアリングや現地確認を行いながら、学校が安全かつ円滑に給食運営することができる、効率的な手法となるよう、検討を進めているところでございます。

## ■ 一般質問（12月20日）自民党 末永議員 ■

### ◆ 企業との連携による家庭教育支援に係る取組み状況について

#### ◎質問①

これまで一般質問の際には必ず家庭教育支援について伺ってきました。教育基本法第10条2項には「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記されております。また、国の教育再生会議第一次報告にも「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な『親学』を学ぶ機会を提供する」と書かれています。このように家庭教育の必要性は論を待たず、子ども達は家庭、学校そして地域一体となって教え、育てていくべきだと考えます。本年第2回定例会、6月17日の一般質問において家庭教育支援の取組の方向性について質問させていただき、教育次長から「今年度におきましては、市内企業と連携し、企業で働く方々の身近な場において、家庭教育に関する出前講座を開催する」と御答弁いただきましたが、その後の取組状況について、教育次長に伺います。

### ◎答 弁

今年度におきましては、地域における女性の活躍などに、積極的に取り組んでいる「一般社団法人川崎中原工場協会」と連携し、家庭教育に関する出前講座をモデル的に開催することとしたところでございます。

本講座は全2回とし、その第1回目につきましては、今月15日に、同協会の会員が運営する身近な場において、企業の経営者や管理職等の方々を対象に、家庭教育の大切さや、仕事と家庭の調和を確保する職場づくり等について、理解を深めていただく内容で開催したところでございます。

また、第2回目につきましては、来年2月中旬頃に、企業で働く従業員とその子どもを対象に、日常生活に身近なスマートフォンの特性などについて、親子で学び、家庭でのルール作りに繋がる内容で準備を進めているところでございます。

#### ◎質問②

次年度以降、こうした企業と連携した取組について、本市としてはどのように展開していくつもりでしょうか。今後の取組について、教育次長に伺います。

### ◎答 弁

本事業の実施にあたりましては、今年度、本講座を受講された皆様からお寄せいただいた御意見や、他都市における取組の状況なども踏まえながら、より充実した講座の内容となるよう、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、今後も、企業等との連携による家庭教育事業の推進に取り組み、さらなる家庭教育支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

■ 一般質問（12月20日）公明党 後藤議員 ■

◆ 電話通信契約の現状について

◎質問

財政局長の答弁では各局で申し込みを行い、電話通信サービスの提供を受けてきたとのことで、区役所を所管する市民文化局長、教育関連施設を所管する教育次長に業者選定、契約についてそれぞれ確認のため伺います。

◎答弁

教育委員会事務局におきましては、すべての市立学校174校及び図書館など21施設の固定電話について、申込みにより、東日本電信電話株式会社と契約しております。

■ 一般質問（12月21日）公明党 吉岡議員 ■

◆ 生涯学習プラザの空調設備について

◎質問

公共施設長寿命化対策について伺います。地元にある生涯学習プラザの空調施設が老朽化で運転できない状況があると聞いております。冬季、夏季の温度管理は重要です。まず本件につきどのように認識し、対応するのか伺います。

◎答弁

川崎市生涯学習プラザは、本市の生涯学習活動の拠点の一つとして、公益財団法人川崎市生涯学習財団が管理運営を行っておりますが、現在の建物は、築42年が経過しており、設備の老朽化が著しい状況でございます。

この度、御指摘がございました空調設備につきましては、不具合が生じたため、冷房運転ができない状況となっており、現在、改修に向けて、関係局と調整を行っているところでございます。

■ 一般質問（12月21日）民進みらい 岩隈議員 ■

◆ 高津高等学校の老朽化について

◎質問①

高津高校を視察してきました。現状では、使えない科学室、使えない教室など、老朽化が著しい。喫緊の対応について伺います。

◎答弁

生徒が快適に学習できるような教育環境を整えることは大変重要であり、高津高等学校につきましては、これまで空調設備や消防設備等の改修を行ってきたところでございます。

高津高等学校の施設設備に関する喫緊の課題といたしまして、

まず、化学室の床下排水管の水漏れにつきましては、現在、補修内容等について検討しているところでございます。

次に、正門前の舗装の損傷等につきましては、今年度中に補修が完了する見込みでございます。また、グラウンドの水はけにつきましては、表面の整備や排水設備の設置による対策を次年度から順次実施してまいります。

◎質問②

トイレについては、和式便所がほとんどで、洋式は限られた数しかありません。平均では、約生徒80~90人に対して1つだけという状況。また、異臭も放っており、とりわけ隣接している教室や放送室では、常時異臭を放つ中、子どもたちは勉強や活動をしています。1日でも早い対策が求められますが、トイレ改修のスケジュールを伺います。

また、グラウンドについても、水はけ等が極めて悪い状態が続いています。早急な対応策を求めますが、見解を伺います。

◎答弁

トイレにつきましては、大半が和式のトイレとなっており、学校トイレの快適化に対する生徒の要望は高いことから、早急に取り組むべき課題と認識しております。

現在、学校施設長期保全計画に基づく校舎内改修の来年度からの設計着手に向けて、鋭意努力しているところでございまして、床・壁・天井の張り替え及び塗装、エレベータの設置、トイレ

の快適化等を計画しております。完成まで5年程度を要すると見込んでおりますが、トイレの快適化につきましては、1年次目に設計し、2年次目から整備することにより、可能な限り早い段階で完成できるよう、関係局と調整してまいります。

なお、臭気対策につきましては、迅速に原因を調査の上、対応してまいります。

### ◎質問③

そもそも、平成19年度策定された「市立高等学校改革推進計画」では、概ね10年間に実施する再編を第1次計画とし、その後に着手する再編を2次計画としています。当初は、川崎高校を優先とし、高津高校はその後となっていました。平成26年に学校施設長期保全計画から横やりを入れられたために、ハード面の整備については、そららに基づき、義務教育である小・中と高津高校の位置づけは同列に扱われ、長寿命化を図ることに決定したとなっております。しかし、小学校・中学校の改修等については、国庫補助も受けられるが高校は市単独。また、予算規模についても、高校は義務教育でないことを理由に、その額は大きく異なっています。

ヒアリング調査の過程では、「市立高等学校改革推進計画の第2次計画」策定の予定については、川崎中高一貫校での検証を経ることや、次期、高等学校の学習指導要領が開始される平成34年程度まで未定であるとのことでしたが、行政計画の策定という観点から見ても極めて遅すぎる。本市の総合計画でも2年で完成している。行政計画や施策の中で、何年も策定期間を空けているようなものはありません。遅くとも、来年度中に（案）を策定し、総合計画の第二期実施計画が開始される2018年、平成30年には、第二期実施計画の中に市立高等学校改革推進計画第2次計画をきちんと位置付けるべきです。見解を伺います。

### ◎答 弁

今後は、本市初の中高一貫教育や学科再編などの第1次計画の検証や評価を計画的かつ確実に進めるとともに、高等学校学習指導要領の改訂や高大接続改革など、様々な教育動向も踏まえながら、早期に市立高等学校各校の取組に関する情報収集に努め、計画策定に必要な基本的な考え方を整理し、「かわさき教育プラン第2期実施計画」に「第2次市立高等学校改革推進計画」を位置づけ、推進して参ります。

なお、学校施設につきましては、「学校施設長期保全計画」により、早期に教育環境の改善を図ってまいります。

### ◎質問④

先ほどのトイレ改修を含む、校舎内改修について、本年度は、学校施設長期保全計画推進事業費は、わずか224万6,000円しか計上されていないが、来年度は劣悪な環境下にある高津高校の改修について、必要な額の予算確保には全力を尽くすべきです。統括している副市長に、予算の確保と行政計画の策定を早急に推進するよう強く求めます。答弁を願います。

### ◎答 弁（副市長）

今年度は、外壁改修の設計予算を計上し、来年度からの工事の実施に向けて取り組んでいるところでございます。今後とも「学校施設長期保全計画」に基づく改修が計画的に進められ、早期に教育環境が改善されるよう、努力してまいりたいと存じます。

高津高等学校の在り方を含む、「市立高等学校改革推進計画」の第2次計画の策定につきましては、第1次計画の評価を計画的に進め、基本的な考え方をまとめるとともに、教育動向なども踏まえ、「川崎市総合計画」や「かわさき教育プラン」との整合を図り検討してまいりたいと存じます。

◆ **空調設備、老朽電気設備について**

◎ **質 問**

産業道路沿いの南大師中学校、四谷小学校、臨港中学校に、50年以上前に空調設備が設置されています。産業通路と首都高速横羽線の整備に際し、道路環境対策として設置されたものと思われませんが、事前の調査では、設置された経緯については記録が残っていないということです。この空調については、老朽化による故障や以前より吹き出し口から出る埃によって、教職員が健康を害しているという声や、教室によって冷え方、温まり方に差が出るということで、改善が求められています。空調設備の改善について、教育委員会としての対応について伺います。

◎ **答 弁**

南大師中学校等の空調設備につきましては、旧首都高速道路公団の助成を受け、各学校へ全館空調が整備されたものでございます。これらの学校の空調設備は、経年劣化が進み、これまでも冷温水発生器の改修等、対応を図ってきたところでございます。

今後につきましては、学校からの申請に基づく改修や、毎年実施しております空調設備の保守点検結果に伴う改修に加え、学校施設長期保全計画に基づく空調設備改修等を行うことにより、学校の空調設備の改善を図ってまいります。また、不具合の状況に応じて、より迅速な対応が必要な場合には、個別空調への切替えも含め検討してまいりたいと考えております。

◎ **質 問**

古い電気設備からの漏電火災を防ぐために、電気設備の再点検について伺います。先日、老朽化したトイレの照明から煙が発生する事態が発生しました。当初、火災報知機が作動した直後は、場所が分かりませんでした。その後、校舎内を調査する中でトイレの照明のトランスから煙が出ていることが分かったということです。

トランス、部品が古くて交換できないほど老朽化した電気設備からの漏電です。しかも、同様の設備が他のトイレにも残されているということですし、保健室では、壊れたまま暗い中、業務を行わなければならない、校医さんからも指摘されているということです。このような危ない電気設備を放置せず、再度点検をして早期に改善するべきと思いますが、見解を伺います。

◎ **答 弁**

学校の電気設備については、専門業者に委託し、電気事業法等の法令により定められた月次の定期点検を実施し、危険箇所の早期発見により事故を未然に防ぐとともに、緊急時の対応も行っているところでございます。

また、年に1回、電気設備を停止状態にした年次点検と、3年に一度の、精密な重点点検も実施しているところでございます。

この点検結果については、都度報告を受け、把握に努めるとともに、学校や関係部局とも速やかに共有を図り、必要な箇所については迅速に修繕を実施するなど、適切な対応を図っているところでございます。

また、老朽化した照明設備への対応といたしましては、今年度から工事に着手しております学校施設長期保全計画に基づく改修工事において、順次、照明設備のLED化を行う等、機器の更新を進めているところでございまして、今後につきましても、引き続き児童・生徒の安全で快適な教育環境の維持に努めてまいります。

◆ 全国高等学校野球選手権大会出場校の2校枠について

◎質問①

夏の甲子園は、高校野球のひたむきなプレーを通じ多くの人に感動を与えているし、県民の思いも高いものがあります。本県のこれまでの優勝回数は春、夏合わせて13回、準優勝7回とレベルが高い。第80回大会より10年ごとの記念大会から本県では2校の代表が出場しています。このことについて、これまでの経緯と今後の取組を伺います。

◎答弁

神奈川県の高校野球は、神奈川県大会への参加校数も多く、また、全国大会においても、これまで輝かしい実績を残してきており、市民の関心は非常に高いものがあると考えております。

今年度の神奈川県大会においては、188校が参加し、1校枠としては全国で2番目の参加校数となっております。このため、2校枠は、高校球児はもちろん、市民の熱い思いであると受け止めております。

神奈川県教育委員会では、これまで、県大会への参加校が200校を超えた、概ね平成元年から10年頃を中心に、出場校を2校枠に増やすことについて、神奈川県高等学校野球連盟と連携して、日本高等学校野球連盟に働きかけを行ってきたと伺っております。

しかしながら、日本高等学校野球連盟としては、出場校の選出は各都道府県の学校数に比例するものではなく、また、出場校が増えることは、大会日程が延び、今以上に選手への負担が増え、健康状態にも影響が予想されることから、出場校枠の増加は困難であるとの見解を示しているということです。

このため、2校枠の実現は、厳しい状況ではありますが、平成10年の第80回大会及び平成20年の第90回大会の記念大会においては、本県から2校が出場しており、神奈川県教育委員会としては、まずは2年後の第100回大会において、代表2校が選出されるよう、強く働きかけていくと伺っておりますので、今後につきましては、神奈川県教育委員会に対しまして本市としての意向を伝えてまいります。

◎質問②

平成10年の第80回大会、平成20年の第90回大会においては、本県から2校が出場していますが、出場校が増える事で、大会日程が延びる事は理解いたしますが、選手への負担が増え、健康状態に影響が予想されるとの答弁ですが、予想される影響及び選手へはどのような負担が生じるのか、伺います。

◎答弁

2校枠で開催された記念大会におきましては、大会日程が2日間延長されておりますが、通常の大会に設定されてある休養日が無いことから、第90回大会の優勝校のように、2回戦から7日間で5試合行うこともございます。これに加えて、延長戦による再試合や雨天による順延等が重なると、大会後半の試合日程が過密とならざるを得ず、連日の試合により、選手の疲労が蓄積すること、特に投手の連投による肩への負担が増えるとの日本高等学校野球連盟の見解が示されております。

◎質問③

2年後の100回大会以後も2校枠が継続する可能性はあるのか伺います。また、本市の意向を県教育委員会に伝えるとの事ですが、本市の意向の内容を伺います。

## ◎答 弁

100回大会以後の2校枠の継続につきましては、日本高等学校野球連盟からは、まだ方向性が示されておられません。

本市といたしましては、100回大会において、代表2校が選出されるよう神奈川県教育委員会と協調してまいりたいと考えております。

## ◎質 問④

2校枠について市長の所感を伺います。

## ◎答 弁（市長）

神奈川県大会は全国有数の激戦区であります。過去に本市からは、全国大会に法政大学第二高等学校と桐光学園高等学校の2校が出場を果たしております。

神奈川県大会を勝ち抜き、高校球児があこがれの甲子園に出場できますことは、選手、保護者はもちろん、指導していただいた方々、学校や地域の方々、また、市民の皆様にとりまして大変うれしいことでございます。

本市といたしましても、2校枠となることは、市内の高等学校が全国大会に出場できる可能性が広がるとともに、川崎の高校球児も夢の実現に向けた思いをより強く持てることにつながると考えております。

## ◆ 教職員の懲戒処分について

### ◎質 問①

残念な事ですが、近年教員の不祥事や非違行為を行い、その責任を問われる事案が続いています。日本教職員組合、日教組の岡本泰良委員長が週刊誌で女性問題や組合費の私的流用疑惑を報じられ、社会的責任を痛感したとして先月辞任しましたが、倫理性が高く問われる教職員団体のトップとしてあるまじき行為であり、子供達を導く教師としての資格なしと言うほかありません。教師の職業倫理を確立し、教師像を問う機会とすべきと考えます。教育界全体からみれば、一部の教員の行為に過ぎない訳ですが、その事により、教員全体に対しての信頼を著しく低下させる事になります。学校に対する信頼は教員の姿によって培われる部分も多く、教員の非違行為はそれまで築きあげてきた信頼を一瞬に覆す事になってしまいます。その責任追及は地方公務員法に規定された「懲戒処分」という形で現れる訳ですが、本市における近年の懲戒処分事由別割合について伺います。

## ◎答 弁

最近の5年間、平成24年度から本年12月1日現在までの教職員の懲戒処分は合計17件で、事由別といたしましては、

- 交通違反・交通事故に係る処分が5件、
  - 体罰に係る処分が1件、
  - わいせつ行為等に係る処分が6件、
  - その他の服務違反等に係る処分が5件
- となっております。

このため、2校枠の実現は、厳しい状況ではありますが、平成10年の第80回大会及び平成20年の第90回大会の記念大会においては、本県から2校が出場しており、神奈川県教育委員会としては、まずは2年後の第100回大会において、代表2校が選出されるよう、強く働きかけていくと伺っておりますので、今後につきましては、神奈川県教育委員会に対しまして本市としての意向を伝えてまいります。

### ◎質問②

懲戒処分には免職、停職、減給、戒告の4種類がありますが、その割合についても伺います。

### ◎答弁

平成24年度から本年12月1日現在までの懲戒処分17件のうち、  
免職は5人、  
停職は7人、  
減給は4人、  
戒告は1人  
となっております。

### ◎質問③

懲戒処分には至らなかった例もあると思います。すなわち訓告等についての事由・割合及び件数について伺います。

### ◎答弁

懲戒処分に至らない措置といたしましては、文書訓告、文書注意、口頭注意がございまして、平成24年度から本年12月1日現在までの文書訓告等は合計で40件・64人で、事由別といたしましては、

交通違反・交通事故に係るものが16件・16人、  
体罰に係るものが7件・7人、  
個人情報の不適切な取扱いに係るものが1件・1人、  
その他の服務違反等に係るものが4件・24人、  
管理監督責任が11件・16人  
となっております。

また、措置別といたしましては、  
文書訓告18人、  
文書注意26人、  
口頭注意20人  
となっております。

### ◎質問④

保護者等から教員の問題行動の情報や相談が寄せられ場合の教育委員会及び管理職である校長の対応について伺います。

### ◎答弁

教員に関わる相談や情報が学校に寄せられた場合には、校長は当該教員や関係者から事実や経緯等の確認を行い、問題となる事実が確認できた場合には、教育委員会へ報告をすることとなっております。

また、教育委員会へ直接、情報が寄せられた場合には、校長に対して、その情報を提供し、校長は同様の確認をおこなったうえで報告をすることとなっております。

確認した事実に応じて、校長と教育委員会は連携を図りながら当該教員に対し、必要な指導等を行って問題の解決に努めております。

また、懲戒処分等に該当するような行為があった場合には、教育委員会において関係者から事実確認を行ったうえで、「教育委員会処分量定の標準」等に基づき、過去の類似事案や他都市の類似

事案等も勘案し、厳正に対処しているところでございます。

#### ◎質問⑤

一つの事例を挙げて伺います。

本年4月に教育委員会あてに、匿名ではありますが、一通の情報が寄せられたと思います。市内公立学校の教師に関してであり、その内容は「去年の夏、教育委員会と校長へ手紙を出しました。出会い系サイトを利用している教師がおり、プロフィールや写真を不特定多数の女性のメールに配信している。4月で移動するかと思っていたが、移動することなく学校にいる」というものでしたが、これは事実でしょうか。

また、私宛てに、本年9月メールがあり、「その男性教師は、授業中であろうと出会い系サイトを見ている。校長や教育委員会にも伝えたが、取り合ってくれない。短パン、Tシャツといった姿で授業をしている。このような教員を移動させず見逃している教育委員会・校長が許せない」というものでした。これは事実でしょうか伺います。

また、時系列に沿って教育委員会及び校長が取った対応について伺います。対応に問題はなかったのか伺います。

#### ◎答弁

はじめに、匿名の手紙が学校及び教育委員会に送付され、当該サイトに登録していた教員が過去にいたことにつきましては、ご指摘のとおりでございます。

しかしながら、写真等を不特定多数の女性にメールで配信したことや、勤務時間中にサイトを利用していたことはございませんでした。なお、Tシャツ姿等で授業をしていたことがあった点につきましては、授業内容や指導の都合上などから動きやすい服装で勤務していたものでございます。

次に、対応経過でございますが、男性教諭がサイトを利用しているとの手紙が、昨年6月に校長に送付されましたが、同教諭はこれを否定いたしました。翌月に教育委員会にも同内容の手紙が送付されたため、教育委員会が校長に指示し再度確認したところ、同教諭がサイトの利用を認めため、退会等について校長が指導いたしました。しかしながら、退会手続きが遅延していたため、昨年10月に校長と教育委員会が改めて厳しく指導し、退会を完了させました。

本年4月に入り、同内容の手紙が再度教育委員会に送付されたため、校長と教育委員会がサイトの再利用について同教諭に問い質し、再利用していないことを確認いたしました。その後、本年9月に議員から本件に関する確認依頼があったため、教育委員会が同教諭から再利用のないことを改めて確認したところでございます。

同教諭はサイトの利用は認めたまものの、勤務時間中の利用については一貫して否定しており、利用内容も懲戒処分等に該当するようなものに至っていないと判断いたしました。

しかしながら、勤務時間中はもとより私生活においても、高い規範意識が求められる教育公務員として、常に自覚を持って行動するよう、教育委員会から同教諭に対して、厳重に注意を行ったところでございます。

### ■ 一般質問（12月21日）公明党 沼沢議員 ■

#### ◆ 学校トイレについて

#### ◎質問①

文科省は11月10日全国の公立小中学校の洋式化率について43.3%との調査結果を明らかにしました。また、神奈川県は58.4%で全国最高の洋式化率との報告も同時に発表になりました。そこで、本市における洋式化率及び、小学校・中学校・特別支援学校ごとの洋式化率について教

育次長に伺います。

また、この内、体育館のトイレの洋式化率についても小・中・特別支援学校ごとに伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、学校トイレの洋式化率につきましては、平成27年度末時点で、55.5%でございます。

校種別にいたしますと

小学校57.3%

中学校49.7%

特別支援学校81.8%

でございます。

次に、体育館及び武道場のトイレの洋式化率につきましては、

小学校45.1%

中学校33.8%

特別支援学校70.0%

でございます。

#### ◎質 問②

08年調査では家庭内の洋式化率は89.5%であり、使い方が分からない生徒や、我慢して具合が悪くなる生徒がおり、30%は学校で用をたさない生徒がいることから洋式化は喫緊の課題と考えます。教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

学校トイレの洋式化につきましては、児童生徒からの要望は高いものと認識しており、小学校に入学する準備として、「和式トイレに入る練習をする」との声や、「学校ではトイレに行くのを我慢する」との声もあると伺っておりますので、児童生徒の生活スタイルに見合ったトイレの洋式化等、健康的で快適な教育環境の確保に努めてまいります。

#### ◎質 問③

先ほどの答弁によりますと、体育館は災害時非難場所であり、休日の市民開放も進んでいるにもかかわらず学校内トイレ以上に洋式化が進んでいないことが明らかになりました。神奈川県では今年度1億7,100万円の調査予算を計上し、2023年度までに14,000基のトイレの洋式化を図るとしています。本市の洋式化に対する今後の取組について教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

学校トイレの洋式化につきましては、平成20年度から床の仕様が湿式のトイレの学校を対象に、洋式便器の設置、自動水栓への変更等を行うことにより、児童生徒が気持ちよく学校生活を送れるよう、トイレの快適化事業を実施しているところでございます。

今後につきましても、トイレの快適化事業を着実に推進するとともに、学校施設長期保全計画におきましては、体育館も含むトイレの改修に着手しておりますことから、引き続き学校トイレの快適化に取り組んでまいります。

#### ◎質 問④

トイレの快適化と長期保全計画を進めていくとの答弁でしたが、部分改修でも一箇所あたり200万円程度で可能と仄聞しています。市長の英断が必要ですが、見解を市長に伺います。

### ◎答 弁（市長）

子どもたちが安全な環境ですこやかに育つために、安全安心で快適な教育環境の整備は大変重要なことですので、現在、学校施設の長寿命化と教育環境の質的改善を図るとともに、学校トイレの快適化を計画的に推進しているところでございます。

今後につきましても、これまでの方針を基本として、部分改修等の応急的な対応も含め、引き続きトイレ環境の改善を進めてまいります。

## ■ 一般質問（12月21日） 民進みらい 織田議員 ■

### ◆ 特別支援学校の生徒の卒業後の進路について

#### ◎質 問①

横浜市では、特別支援学校生の保護者が進路先、就労先等に対して積極的に見学などをおこなっていると仄聞します。

一方で、本市市立中央支援学校では、PTA主催の進路先事業所等の見学会があります。しかしこれとは別に、進路先事業所等を保護者が個人で見学等を行おうとすると学校、PTA役員等から苦情をいわれるとよくお聞きするところです。これは事実か、また事実であれば理由について伺います。

#### ◎答 弁

市立中央支援学校では、1年次では卒業後の生活のイメージがつかめるよう、保護者のアンケート調査も参考にして、生活介護事業所・就労移行支援事業所・企業など見学先を幅広く6か所選定し、職場見学会を実施しているところでございます。

2、3年次では、保護者は個別に見学したい事業所等の希望を、学校の進路担当者に伝え、学校は人数や日程等の調整を事業所と行い対応しており、個別の見学の申し込みに応じているところでございます。

#### ◎質 問②

卒業予定者の実習の一環でのアセスメントにおいて、現状の課題と新年度に向けての改善点について伺います。併せて、卒業予定者利用調整会議の構成メンバーに進路担当等学校関係者を新たに加えることは検討できないのか伺います。

#### ◎答 弁

特別支援学校等卒業予定者利用調整会議につきましては、これまでも、特別支援学校の担当教員と進路担当者が障害者更生相談所、福祉事務所と情報共有することで、会議において卒業予定者や保護者の状況や希望を反映させてきたところです。

しかしながら、卒業予定者が増加していること、障害の状況等、課題が多様化していること、また社会参画に向けて個々の生徒の状況に応じた教育的配慮をする必要があることなど、よりきめ細やかな情報共有を行うことが必要であると認識しております。このようなことから各学校の進路担当者が、利用調整会議への参加することにつきましては、今後学校の意向を踏まえながら、関係局と協議してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問（12月21日）自民党 嶋崎議員 ■

### ◆ 公園における施設管理用カメラについて

#### ◎質問

昨年発生した中学生殺人事件を踏まえてまとめられた「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」を読むと、再犯防止に関して防犯カメラ等の設置推進の検討が謳われているが、しかし現実には、画像データの外部への提供に関する現行ガイドラインでは裁判所や捜査機関からの要請がなければ画像を提供できないこととされています。

しかし中学生事件の教訓を生かすならば、生徒どうしのたまり場や夜間の遊び場になりやすい公園等に設置された防犯カメラを活用して、生徒指導の一助として有効活用することが犯罪予防につながるのではないかと考えます。言い換えれば、現行のガイドラインでは事件化した事案を警察が捜査対象として活用するケースを想定して制定されているため、犯罪防止の視点が欠落していると言えます。ならば、地方公務員法に定める守秘義務規定を活用して画像データを生徒指導に生かすべきと考えるが見解を伺います。

#### ◎答弁（教育長）

児童生徒の健全育成や、事件・事故等の未然防止の視点を踏まえ、今後、公園に設置予定の施設管理用カメラの活用につきましては、一年間の試行を通じ、どのような活用が可能であるのか、関係局と連携を図り検討してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問（12月21日）民進みらい 雨笠議員 ■

### ◆ 学校施設の設備再生について

#### ◎質問①

教育委員会では現在行っている学校施設長期保全計画において2024年度から校舎設備再生工事が始まるが、配管等の非破壊検査を導入して予算を有効に使うことにより単年度あたりの設備改修の数を増やすことも考えられるが、見解を伺います。

#### ◎答弁

学校施設につきましては、学校施設長期保全計画に基づき、平成26年度から概ね10年間を第一期取組期間として、屋上の防水、外壁の改修、内装の改修等の工事を進めているところでございまして、配管を含む設備の改修につきましては、建築後50年を目処に、第一期取組期間以後の取組として、計画的に行う予定でございます。

建築物の配管に係る改修工事を検討する際の、事前の非破壊検査等の導入につきましては、今後、様々な技術の進展等が想定されることから、設備改修の時期を見据え、長寿命化による財政支出の縮減及び効率的な予算執行の観点から、調査・研究してまいりたいと考えております。